



国際サービス規約

目次

総則	1
定義	1
フェデックス・アカウント・ナンバー	1
配達先住所の訂正または変更	2
付帯サービス	2
運送料金等の請求	2
営業日／休日	4
国際条約に基づく運送	4
運送請負業者	4
クレーム	4
代金引換え払いサービス	5
荷受人の配達指示	5
支払期間	5
通関手続	5
危険物	5
情報の保護	6
運送申告価額と損害賠償責任の限度(保険ではありません)	6
配達署名オプション	7
容積重量(寸法重量方式)	8
ドロップオフ・サービス	8
関税その他税金	8
輸出管理規制	8
大型パッケージ	8
フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト(BSO)	9
フェデックス・インターナショナル・エコノミー (IE)	9
フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイト(IEF)	9
フェデックス・インターナショナル・ファースト(IF)	10
フェデックス・インターナショナル・プライオリティ (IP)	10
フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション(IPD)	10
フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト(IPF)	10

燃料割増金等	11
営業所・業務センター留めサービス	11
貨物の検査および身分証明書の提示	11
免責	11
生きた動物	12
支払方法	12
マネーバック・ギャランティー制度	12
複数パッケージの貨物運送	13
貨物取扱業者	13
パッケージ追跡	14
梱包およびマーキング	14
生鮮品	14
医薬品	14
集配サービス	14
300キログラムを超える貨物の集荷	14
郵便私書箱宛	15
輸送禁止品	15
配達証明(口頭)	15
配達証明(書面)	15
料金の見積り	15
再配達サービス	15
貨物の引受拒否	15
定期集荷サービス	16
制限事項	16
経路指定および再経路指定	16
土曜サービス	16
保管料	16
配達不能貨物	16
保証	16

国際サービス規約

総則

この国際サービス規約は、当社サービスについての料金および契約条件に関する従前の国際サービス規約(その改訂、変更、修正、補正その他従前の記述を含みます。)に優先します。お客様は、貨物の集荷日にwww.fedex.com/jpでダウンロードできる国際サービス規約(PDF版)に拘束されるものとします。

当社は、予告なしに随時、料金、サービスの種類および内容、ならびにこの国際サービス規約を、権限ある当社担当役員の文書により改訂、変更、修正または補正する権利を有します。権限ある当社担当役員とは、法務部役員またはその役職を承継する者を指し、これ以外の当社の役員、従業員または代理人にはこのような改訂、変更、修正および補正の権限はありません。この変更・修正の制限は、一つのお客様のみに適用のある変更・修正でフェデックス・セールスまたはフェデックス・カスタマー・オートメーション契約に含まれる変更・修正には適用されません。フェデックス・セールスまたはフェデックス・カスタマー・オートメーション契約とこの国際サービス規約との間に相違がある限りにおいては、フェデックス・セールスまたはフェデックス・カスタマー・オートメーション契約が優先します。

当社がこの国際サービス規約の条件や条項について権利行使または適用しなかった場合であっても、それによって以降においてもかかる条件や条項について当社が権利行使または適用を放棄するとみなされたり、かかる条件または条項について権利行使または適用する当社の権利を喪失したりするものではないものとします。

この国際サービス規約は、当社の出荷システム、航空貨物運送状、運送ラベルおよび出荷ソフトウェアを利用してお客様から運送を委託される貨物等について、日本から所定の海外仕向け地に向けたフェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスに適用されます。「フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービス」とは、フェデックス・インターナショナル・エコノミー (IE)、フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイト(IEF)、フェデックス・インターナショナル・エコノミー・ダイレクトディストリビューション(IED)、フェデックス・インターナショナル・ファースト(IF)、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ(IP)、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション(IPD)、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション・フレイト(IDF)、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト(IPF)、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト(BSO)、フェデックス10kgボックスおよびフェデックス25kgボックスを含むサービスおよびサービスオプションを意味します。

フェデックス・インターナショナル・プレミアム、フェデックス・インターナショナル・エクスプレス・フレイト(IXF)およびフェデックス・インターナショナル・エアポート・ツー・エアポート(ATA)に係る貨物については、これらのサービスに適用される契約条件(fedex.com/us/service-guide/terms/other-servicesで閲覧いただけます。なお、当該URLは予告なく変更される場合があります。)および料金表をご覧ください。

日本で受託された海外向けフェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスについての料金、サービスの種類、サービスの内容および適用される契約条件に関して、この国際サービス規約の規定と、航空貨物運送状その他の運送に関する書類に規定される条項との間に相違するものがある場合、ワルソー条約およびモントリオール条約に規定された国際運送責任に関する規定と抵触しない範囲内に

おいてこの国際サービス規約(改訂、変更、修正および補正されたものを含みます。以下同様。)の規定が優先します。

海外から日本国内または他の外国の仕向け地に向けた貨物については、運送の委託地において当該貨物を引受けたフェデックスまたはその関連会社のサービス規約が適用されます。

料金およびサービスについての当社従業員または代理人による見積りは、お客様から提供される情報に基づいて行われます。最終的な料金とサービスは、実際に委託された貨物にこの国際サービス規約を適用して決定されるため、当初のものと変わる可能性もあります。

サービス地域および配達予定時間に関する最新情報は、当社カスタマーサービスにご連絡ください。

定義

この国際サービス規約における用語の定義は、この国際サービス規約の各項で定めるもののほか、次の定めによるものとします。

「当社」または「フェデックス」とは、フェデラルエクスプレスジャパン合同会社、ならびにフェデラルエクスプレスコーポレーション、その子会社および支社、ならびにこれらの役員、従業員、および代理人を意味します。当社の運送請負業者は含まれません。

「国際サービス規約」とは、当社国際サービス規約をいい、その改訂、変更、修正または補正があったときは、その改訂、変更、修正、および補正されたものを意味します。

「航空貨物運送状」とは、この国際サービス規約に定められたサービスで使用される航空貨物運送状、運送書類、運送ラベル、出荷システムへ入力されたもの、その他当社システムで使用される同様のものを意味します。原本を使用しなければならず、コピーは受け付けません。

「荷送人」とは、貨物の運送の委託者で、その氏名または名称が航空貨物運送状に発送人として記載されている者を意味します。

「荷受人」とは、貨物が送付される相手先で、その氏名または名称が航空貨物運送状に受取人として記載されている者を意味します。

「お客様」とは、荷送人、荷受人、支払者、輸入者その他当該貨物に利害関係を有し、もしくは利害関係を主張する者、ならびにこれらの役員、従業員、使用人、および代理人を意味します。

「パッケージ」とは、1通の航空貨物運送状によって、お客様より当社へ引き渡され、当社が受託した個々の箱、容器または封筒を意味します。

「貨物」とは、1通の航空貨物運送状によって、お客様より当社へ引き渡され、当社が受託したパッケージの全部を意味します。

アカウント・ナンバーに係る「有効な」とは、当社が発行した有効なフェデックス・アカウント・ナンバーで、貨物の運送受託の時点で信用状態に問題のないことを意味します。

「信用状態に問題のない」とは、アカウント・ナンバーによる支払いに遅延がないこと、アカウント・ナンバーに現金払いのみの支払条件が付されていないこと、および法人または団体の場合、アカウント残高が当社の事前に定めた信用限度額を超えないことを意味します。

「運送料金」とは、貨物の輸送に対して請求される金額を意味し、その他の費用および料金(関税その他税金、従価料金、およびその他この国際サービス規約に従って課せられる費用、特別取扱料金および追加料金を含みますが、これらに限りません。)を含みません。

「集荷日」とは、貨物が当社に引き渡された日を意

味します。集荷締切時間を過ぎて当社に引き渡された貨物については、集荷日は翌営業日となります。

フェデックス・アカウント・ナンバー

A. 「荷送人払い」、「荷受人払い」および「第三者払い」の掛取引で当社のサービスをご利用される場合においては、お客様は、信用状態に問題のない支払者の有効なフェデックス・アカウント・ナンバーを必ず航空貨物運送状の所定欄に記載しなければならず、これがない場合には貨物の運送を委託することはできません。

B. 「荷送人払い」、「荷受人払い」または「第三者払い」の現金取引で当社のサービスをご利用される場合においては、お客様は、貨物の運送の委託の際に現金、小切手、郵便小為替またはクレジットカードでお支払いいただくかなければなりません(各種支払方法を取り扱わない国・地域もありますのでご注意ください)。

C. 掛取引および現金取引のいずれの場合であっても、支払方法は支払者の国・地域において当社が認めた方法によってなされるものとします。日本においてお支払いの場合、掛取引によるときは請求書発行による精算、現金取引によるときは現金またはクレジットカードによる精算に限り可能です(この国際サービス規約の「支払方法」の項をご覧ください)。

D. もし、荷受人または第三者が運送料金その他の料金(関税その他税金、および特別取扱料金を含みますが、これらに限りません。)の支払いを履行しない場合、荷送人は、当該運送料金その他の料金および費用の支払いについて一切の責任を負うものとします。

E. 当社の出荷システムをご利用のお客様は、「荷送人払い」、「荷受人払い」および「第三者払い」のいずれの取引においても、フェデックス・アカウント・ナンバーが必要となります。

F. フェデックス・アカウント・ナンバーはお客様が所在する国・地域で発行され、譲渡不能です。フェデックス・アカウント・ナンバーは、専ら当社の裁量によって発行されます。さらに当社は、理由のいかんを問わず、当社の裁量によりいつでも、アカウントの全部または一部の利用を停止し、アカウントおよびアカウント・ナンバーの全部または一部を閉鎖することができるものとします。アカウントまたはアカウント・ナンバーの不適切または違法な使用その他の誤った利用がなされた場合、当社は、当社の単独の裁量により、割引料金の適用を解除し、またアカウントを閉鎖することができます。不適切または違法な使用その他の誤った利用には、当社で貨物を出荷する以外の目的で梱包資材等を注文したこと、異なる当事者により所有されている貨物を正当な権限を有することなく混載すること、およびこの国際サービス規約の契約条件に違反することを含みますが、これらに限りません。お客様のフェデックス・アカウント・ナンバーが危険にさらされたり、盗難にあってしまった場合、当社は、そのアカウント・ナンバーを閉鎖し、お客様に新しいアカウント・ナンバーを発行することができるものとします。ただし、お客様は閉鎖したアカウント・ナンバーについて生じる全ての料金および費用の支払いについて責任を負うものとします。お客様がフェデックス・アカウント・ナンバーを保有することにより得られる梱包資材等の利用、資料その他の権利および特典は、当社を利用して貨物を発送する以外の目的のために使用することはできません。お客様によるフェデックス・アカウント・ナンバーの不適切または違法な使用その他の誤った利用がなされた場合、

当社はお客様に対して損害賠償を請求することができます。お客様のアカウント・ナンバーが解除された場合、当社は、当社の単独の裁量で、以後いつでも新規または追加のアカウント・ナンバーのお客様からの申込みを拒否する権利を有します。

- G. 第三者のフェデックス・アカウント・ナンバーまたは割引料金を正当な権限なく使用した者については、当社は、予告することなく、対象となるすべての貨物に定価料金を請求します。これは、その貨物に係る料金および費用の支払いが、荷送人払い、荷受人払いもしくは第三者払い、またはその他の請求方法のいかなるものもありません。正当な権限のない使用には、当社およびフェデックス・アカウント・ナンバーの保有者の承認や許可なく、そのフェデックス・アカウント・ナンバーの割引料金を使用することを含みますが、これに限りません。
- H. フェデックス・アカウント・ナンバーに関するご依頼は全て、当社の信用管理部門による与信審査および承認の対象となります。当社は、与信取引条件を精査するため、必要に応じて信用調査機関、監査済財務諸表その他の情報源を利用します。当社は、個人に対して掛取引は行いません。個人の貨物については、料金前払い、またはフェデックスで取扱い可能なクレジットカードカードによる支払いのいずれかの方法をとらなければなりません。チャージ可能なICカード等のストアードバリューカードやプリペイドカードまたはギフトカードはアカウントを開設するためには使用できません。
- I. お客様のフェデックス・アカウントが、直接クレジットカードへ請求するように設定されている場合、お客様は、次の事項に同意します。
1. お客様が当社に支払うべき料金を、当社がまずお客様のクレジットカードに請求すること。
 2. お客様の未払金を、当社がお客様のクレジットカードに請求すること。
 3. お客様の署名を要することなく、また当社から領収書の発行を要することなく、カード発行会社を通じてお客様のフェデックス・アカウントに関して生じた債務を支払うこと。
 4. クレジットカード情報を常に最新のものにしておくこと。
 5. 当社がお客様のクレジットカードに請求を試みたことまたは仮決裁等の与信枠を確保したことから生ずるお客様のクレジットカード口座の残高不足または同口座へ請求される料金や費用について、当社がいかなる責任も負わないこと。
 6. お客様がカード発行会社に対して、お客様のフェデックス・アカウントに関して生じた一切の債務をクレジットカード会社を通じて支払う権限を付与したこと。
- J. フェデックス・アカウント・ナンバーの発行を受けたお客様は、そのアカウント・ナンバーに請求される全ての料金および費用について責任を負うものとします。フェデックス・アカウント・ナンバーの保有者は自己のアカウント・ナンバーの管理に責任を負い、そのアカウント・ナンバーにより貨物を発送することを許可した者のみに対してこのナンバーを通知できるものとします。フェデックス・アカウント・ナンバーの保有者は自己のアカウント・ナンバーの無許可使用、不正使用の危険を負担するものとします。
- K. お客様のフェデックス・アカウント・ナンバーに問題がある場合、現金払いのみによる支払条件が設定される場合があります。現金払いのみに

よる支払条件が設定されたアカウント・ナンバーを使用されると、支払いが確認されるまで貨物の受託が拒否されたり、貨物が遅延または返送されたりする場合があります。また、お客様のアカウントの信用状態に問題がある場合、貨物の配達に遅延が生じたり返送されたりすることがあります。アカウントの信用状態に問題があるため、貨物が留置、返送、その他配達が遅延した場合、お客様にはマネーバック・ギャランティー制度に基づく運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額は適用されません。

- L. お客様のアカウントに割引料金の適用を受けるためには、フェデックス・アカウント・ナンバーを使用しなければなりません。お客様がフェデックス・アカウント・ナンバーを使用された場合、当社の国際運送サービスを利用して出荷された全ての貨物にはこの国際サービス規約が適用されます。
- M. 最後にフェデックス・アカウント・ナンバーをご利用いただいた日から1年6ヶ月の間ご利用がない場合、当社は単独の裁量で、当該アカウント・ナンバーを予告なく一時的に休眠状態として現金払いのみの支払条件へ変更することができるものとします。アカウント・ナンバーのご利用を再開するため現金払いのみの支払条件の解除をご希望のお客様は、当社請求担当(電話0120-732327または043-299-3110)までご連絡ください。

配達先住所の訂正または変更

- A. 間違った郵便番号が記載されている場合、マンション・アパート等の建物の名称・部屋番号の記入漏れがあった場合、すでに移転している荷受人の旧住所の記載があった場合等を含め、荷受人の住所が不完全もしくは不正確である場合、または貨物の出荷後に配達先住所を変更するようお客様から当社に要請があった場合のいずれにおいても、当社は正しい住所を探し出すよう、またご依頼の配達変更先住所に配達するよう努力しますが、このような場合で配達できないときには一切責任を負いません。
- B. 正確な住所が確認できず、荷受人に連絡できなかった場合には、当社は荷送人に連絡をして貨物のその後の取扱いについての指示を受け、または貨物の返送の手配をすることがあります。当社は配達先住所が不完全もしくは不正確な貨物、および配達先住所の変更を要請された貨物については配達予定時間を守る義務を負いません(この国際サービス規約の「免責」および「配達不能貨物」の項をご覧ください。)
- C. 配達先住所の訂正または変更には別途特別取扱料金がかかる場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスにお問い合わせください。

付帯サービス

- A. 「付帯サービス」とは、当社が提供する付加価値サービスを意味し、これには、管轄当局の要求事項に適合させるために当社が提供するサービス、荷送人、荷受人もしくは輸入者からの要請に応じて当社(または当社が選任した通関業者もしくは請負業者)が提供することを同意したサービス、および通関手続等のために当社が必要と判断して提供するその他のサービスが含まれます。付帯サービスには、運送に関する書類(航空貨物運送状、コマーシャル・インボイスおよびその他通関書類を含みます。)の作成、見直しおよび修正の各補助、梱包、ラベリングおよび荷造りの各補助、ならびに貨物に関する処理や通関手続の各補助を含みますがこれらに限りません。

付帯サービスは、当社がフェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスの一部として提供する、通常の運送または通関手続に加えた追加サービスです。荷送人、荷受人または輸入者によりなされた付帯サービスのご依頼は、ご依頼を受けた付帯サービスを遂行するために必要な全ての行為を当社が行うために、これらの者に代わり、およびこれらの者の名義で、真正かつ適法な代理人として行われる権限の付与を構成するものとしてします。

- B. 当社は、本項Aに定める当社が提供した付帯サービスについて、付帯サービス料金を請求することができます。料金の種類および額については国・地域によって異なります。この情報については当社営業担当者から入手いただくことができます。さらに、当社は、税関当局および所定の申請を管轄するその他当局が当社に課したあらゆる料金を荷送人、荷受人または輸入者に請求することができます。
- C. 付帯サービス料金は、指定された支払者に請求されます。しかし、当社に対する支払いに関する指示のいかなるものにかかわらず、指定された支払者が支払いを履行しない場合、荷送人は、全ての付帯サービス料金およびその他付帯サービスに関連する料金について最終的な責任を負うものとし、請求先となり、これを支払うことに同意します。
- D. 当社は、付帯サービスの履行または不履行に関連して追加的な責任を一切負わず、当社の付帯サービスの履行または不履行から生じる貨物の滅失、毀損または遅延についての当社の責任は、この国際サービス規約に準拠するものとします(これには、当社の損害賠償責任限度の規定を含みますが、これに限りません。)(この国際サービス規約の「国際条約に基づく運送」、「運送申告価額と損害賠償責任の限度」および「免責」の各項をご覧ください。)
- E. お客様は、当社が付帯サービスを提供することまたはこれに関連して生じるあらゆる請求、費用、罰金、判決、損害または裁定について、当社、当社の役員、取締役、従業員および代理人を免責し、防御し、補償することに同意します。これには、国内外における、法令遵守規定に関する罰金または刑罰、通関に関する罰金または刑罰、および合理的な弁護士費用を含みますがこれらに限りません。
- F. お客様はさらに、お客様またはお客様に代わって第三者が当社に対して不正確または虚偽の情報、申告もしくは書類を提供したことから生じるあらゆる請求、損害、債務、訴訟、損失、費用および経費(いかなる態様または性質を問いません。))について、当社、当社の役員、取締役、従業員および代理人を免責し、防御し、補償することに同意します。また、輸出許可証を要する貨物について、お客様は、かかる貨物の輸出に適用される法令をお客様が遵守しなかったことから生じるあらゆる請求、損害、債務、訴訟、損失、費用および経費(いかなる態様または性質を問いません。))について、当社、当社の役員、取締役、従業員および代理人を免責し、防御し、補償することに同意します。

運送料金等の請求

- A. 「荷送人払い」とは、所定の料金が荷送人に請求されることを意味します。荷送人払いとするには、荷送人の有効なフェデックス・アカウント・ナンバーが航空貨物運送状の所定欄に記載されていなければならないこと、かつ、そのアカウントについて信用状態に問題がなく、支払遅延

のないことが必要になります。関税その他税金の場合、荷送人払いでは、適用される関税その他税金およびその他の通関に係る料金について、荷送人に請求されます。

B. 「荷受人払い」とは、所定の料金が荷受人に請求されることを意味します。荷受人払いとするには、荷受人の有効なフェデックス・アカウント・ナンバーが航空貨物運送状の所定欄に記載されていなければならないこと、かつ、そのアカウントについて信用状態に問題がなく、支払遅延のないことが必要になります。これらの要件が満たされない場合、荷受人は、貨物の配達時に支払わなければならない（ただし、国・地域により配達時の支払いを認めない場合もあります。なお、日本では認めていません。）。荷受人払いとして当初荷受人が請求を受けた貨物につき、当該荷受人がその支払いを履行しない場合、当社は、その金額の請求先を第三者に変更することもできます。当該第三者によっても支払いが履行されない場合、さらなる請求は、荷送人のアカウントに対して行われるものとします。荷受人または第三者が支払いを履行しない場合には、荷送人は一切の責任を負い、全ての料金および費用が荷送人に請求されるものとします。荷受人払いが可能な国・地域に関しては制限がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

C. 「第三者払い」とは、所定の料金が荷送人または荷受人以外の者に請求されることを意味します。第三者払いとするには、第三者の有効なフェデックス・アカウント・ナンバーが航空貨物運送状の所定欄に記載されていなければならないこと、かつ、そのアカウントについて信用状態に問題がなく、支払遅延のないことが必要になります。当該第三者がその支払いを履行しない場合、運送料金については、自動的に荷送人に請求され、関税その他税金については、自動的に荷受人（該当する場合には、輸入者も含まれます。）に請求されます。当該第三者が当社と掛取引の手続きを行っていない場合には、請求は自動的に荷送人に対して行われます。荷受人または第三者が支払いを履行しない場合には、荷送人は一切の責任を負い、全ての料金および費用が荷送人に請求されるものとします。第三者払いが可能な国・地域に関しては制限がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

D. お客様は、運送料金に係る請求書については、請求書に記載する支払期日までに支払うものとし、関税その他税金に係る請求書については、請求書を受領次第直ちに支払うものとし、

E. 当社は、貨物についての支払方法を確認する権利、および当該支払方法が確認できない貨物の受託をお断りする権利を留保します。

F. 当社は、料金や割引を決定する際に、支払方法を検討することができ、また、支払方法に基づいて割引を調整する権利を有します。

G. 請求先となる支払者の変更： 当社は、当社の単独の裁量により、請求書発行日から90日以内に限り、荷送人または現在請求先となっている当事者から他の者に支払者を変更するようご依頼があったときには、これに応じる場合があります。当社は、次の料金について、新しい請求先となる当事者から事前に承諾をいただく必要があります。

1. 当社の誤請求によらない、荷受人または第三者が支払者として請求先の変更がなされる運送料金
2. 当初荷受人に請求され、かつ、当社の誤請求

によらない、荷送人が支払者として請求先の変更がなされる関税その他税金

3. 当社の誤請求によらない、荷受人または第三者が支払者として請求先の変更がなされる関税その他税金

H. 海外向けの貨物には、その内容品に応じて関税その他税金が課される場合があります。関税その他税金は、荷送人払い、荷受人払いまたは第三者払いに指定することができます。荷送人払いまたは第三者払いの指定は国・地域によってご利用いただけない場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。荷送人が航空貨物運送状の所定欄に関税その他税金の支払者の指定を行わなかった場合は、関税その他税金は自動的に荷受人（該当する場合には、輸入者も含まれます。）に請求されます。当社が支払者に代わって関税その他税金を立替払いした場合は、一定の金額、または立替払いした額に所定の率を掛けて算出した金額のいずれか大きい方の額を、特別取扱手数料として当該関税その他税金の支払者にお支払いいただきます。日本への輸入の場合、受託品の関税その他税金の合計額が500円以上の貨物については、500円または関税その他税金の合計額の2%のいずれか大きい方の金額を、関税その他税金についての特別取扱手数料としてお支払いいただきます。詳しくは、この国際サービス規約の「関税その他税金」の項をご覧ください。

I. 請求の際に航空貨物運送状の請求用控えが入手できない場合には、電子的に取り込んだデータが請求用の目的に使用される場合があります。

J. 米ドル以外で外貨換算が自由な通貨による請求額は、OANDA（インターネットによる外国為替レート情報サービスで、換算レートはwww.oanda.comでご覧いただけます。）の買値中心値（Median Bid Price）換算レートによって米ドルに換算し、支払者のアカウントに請求されます（ただし、支払者の国・地域で通貨換算には現地銀行のレートを使用することが慣行となっている通貨は除きます。）。集荷日以前の換算レートを通常使用しますが、通貨が不安定な国・地域では、当社は、集荷日ではなく請求書発行日を基準として換算レートを使用する権利を有します。これにはヨーロッパの通貨ユーロも含まれます。EU加盟国の通貨にはユーロに対する固定換算率があります。米ドル以外の通貨から米ドルへの換算には1.75%、米ドルから米ドル以外への通貨への換算には2.3%、米ドル以外の通貨から別の米ドル以外への通貨への換算には2.0%の取扱手数料が加算されます。ユーロに係る通貨間での換算には取扱手数料はかかりません。米ドル以外で外貨換算が自由にできない通貨による請求額は、当社の判断に基づき、フリーマーケットレート、または当社が当該通貨で米ドルを購入することを許可された公式換算率によって米ドルに換算し、支払者のアカウントに請求されます。

K. 荷受人または第三者が支払いを履行しない場合には、支払いに関して当社になされた指示のいかにかわらず、特別取扱手数料および当社が立替えた関税その他税金を含め、全ての料金および費用について、荷送人は最終的な責任を負い、請求先となり、これを支払うことに同意します。

L. フェデックス・グローバルリターンズにおいては、その支払いに関する当社になされた指示のいかにかわらず、返送貨物に係る取引を当社に申し込まれた当事者が最終的な責任を負うものとし、また、当該当事者は、返送貨物にお

ける荷送人、荷受人または第三者が支払いを履行しない場合、特別取扱手数料および当社が立替えた関税その他税金を含め、全ての料金および費用の請求先となり、これを支払うことに同意します。

M. お客様が当社に対し、お客様の請求書データを電子メールによりお客様に送信することをご依頼された場合、お客様は正確な電子メールアドレスを当社に提供しなければなりません。正確な電子メールアドレスまたはその他いかなる事由においても請求書データがお客様に到達しなかった場合、当社は一切責任を負いません。電子メールにより請求書データを受領しなかった場合、お客様は当社にご連絡いただく必要があります。

N. 日本における料金等の支払先は次の通りです。現金または小切手の場合：
〒261-7110
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
ワールドビジネスガーデンマリブウエスト
フェデラルエクスプレスジャパン同会社
カスタマーサービス 請求担当宛
銀行振込またはコンビニエンスストアの場合：
請求書に添付の振込依頼書または払込取扱票に記載の指定銀行口座

O. 請求書の訂正および過誤請求

1. 当社は、サービスの種類、貨物の重量（実重量および容積重量）を確認するために貨物を検査することができるものとします。輸送中パッケージの形状や容積は変わる可能性があり、これはパッケージの容積重量や特別取扱料金の適用にも影響します。指定されたサービスの種類または重量が不正確な場合は、当社はいつでも請求書に適切な調整を行うことができるものとします。

2. 荷送人は、航空貨物運送状の所定欄への記入および出荷システムの利用に際しての正確な貨物情報の入力について単独の責任を負います。お客様がこれらの情報を正確かつ完全に提供しなかった場合、当社の合理的な推定による運送されたであろうパッケージ数および容積重量または推定重量に基づき（いずれも当社の独自の裁量により決定されます。）、料金の請求が行われ、お客様はこれを支払うことに同意します。いずれのサービスの種類も記入されていない場合、当社は独自の裁量によりフェデックス・インターナショナル・プライオリティ、フェデックス・インタナショナル・エコノミー、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトまたはフェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトからサービスを選択してお客様の貨物を運送できるものとします。フェデックス・インターナショナル・プライオリティおよびフェデックス・インターナショナル・エコノミーによるサービスにおいては特に、正確な料金請求をするためにも、荷受人の郵便番号の表示が重要となります。記入や入力に漏れや誤りがある場合には、既定の郵便番号に基づき請求されることとなります。

3. 請求金額の一部の支払いを留保されるだけでは請求書の訂正の請求があったとみなされるものではなく、またマネー・バック・ギャランティー制度等に基づく払戻請求の通知があったとはみなされません。上記要請は、請求書の明細または請求書の送金通知書上に記入されるか、なぜ一部分しか支払いを行わないかという理由、要請の性質を明記した書面が添付されなければならないとします。当社に対する通

知には、お客様がフェデックス・アカウント・ナンバーをお持ちであればそのナンバー、航空貨物運送状またはパッケージの追跡番号、貨物集荷日ならびに荷受人の住所・氏名(郵便番号があるときは、これを含みます。)を明示していただきます。マネーバック・ギャランティー制度に基づく料金の払い戻しは、その払い戻しの原因となった貨物に対する料金についてのみ適用されます。

4. 「過誤請求」とは、不正確な料金もしくは特別取扱料金に基づいた請求、誤った種類のサービスとしての請求または不正確なパッケージ重量、貨物重量、または不正確なフェデックス・アカウント・ナンバーに基づいた請求を意味します。過誤請求についての調整の請求または二重払いの場合で過誤請求の原因が当社にあった場合は、払戻請求は当該貨物の最初の集荷日から1年以内に行われなければなりません。ただし、過誤請求の原因がお客様にあった場合は、上記請求は当社の当該貨物に係る最初の請求書の日付から60日以内に行われなければなりません。
5. 請求書の調整の請求は次の住所に郵便または電話で行ってください。

〒261-7110

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

ワールドビジネスガーデンマリブウエスト
フェデラルエクスプレスジャパン合同会社
カスタマーサービス・請求担当宛

営業時間：月曜日から金曜日の午前9:00時
から午後6:00時

電話：0120-732327

- P. 付加価値税、消費税その他の類似の税金がお客様の貨物に適用される場合には、当社は、予告なく当該税金をお客様に請求することができません。
- Q. 荷受人およびその他支払に責任を負う当事者は、当社が取引についての債権を回収するにあたり支出した全ての合理的な費用(弁護士費用、債権回収代理人費用、利息、裁判費用を含みますが、これらに限りません。)について支払責任を負うものとしします。
- R. 日本への輸入の場合、関税その他税金を含む所定の料金が、荷受人払いまたは第三者払いと指定されている場合であっても、荷受人が航空貨物運送状の所定欄に支払者のフェデックス・アカウント・ナンバーを記入していなかったとき、当該アカウント・ナンバーに未払いがあるとき、または、当該アカウント・ナンバーの信用状態に問題のあるとき等は、関税その他税金を含む所定の料金は、輸入者に請求される場合があります。

営業日/休日

「営業日」とは、祝日・休日を除く月曜日から金曜日まで(ただし、日本においては1月2日および1月3日は休日とします。)を意味します。海外における営業日はその地域の慣習によって異なり、当社の配達予定時間は海外の祝日・休日によって影響を受けますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。基本的には、配達予定日が祝日・休日にあたる場合は翌営業日に配達が行われます。当社が直接集配していない地域に関しては、状況により営業日が異なる場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

国際条約に基づく運送

- A. この国際サービス規約において、「ワルソー条約」とは、1929年10月12日にワルソーで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に

関する条約」ならびに改正ワルソー条約(ヘーグ議定書)およびモントリオール第四議定書を含む改正された同条約を意味します。「モントリオール条約」とは、1999年5月28日にモントリオールで署名された「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約」を意味します。「運送人」とは、航空貨物運送状を発行する航空会社および貨物の運送もしくは運送に関するその他関連サービスを提供する全ての航空会社を意味します。

- B. 最終仕向地または寄航地が出荷地以外の国・地域である貨物の運送の場合、ワルソー条約またはモントリオール条約が適用される場合があります。この場合、貨物の滅失、毀損または遅延に関する当社の損害賠償責任は同条約により決定され、ほとんどの場合一定限度に制限されています。
- C. 次に説明しますように、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、ワルソー条約およびモントリオール条約の下では、貨物の滅失、毀損または遅延についての当社の損害賠償責任は、一定限度に制限されています。なお、関係する条約の損害賠償責任限度の解釈については仕向地によって異なる場合があります。

1. お客様の貨物にモントリオール第四議定書が適用される場合、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、当社の損害賠償責任は、1キログラム当たり17特別引出権(SDR)に制限されています。

2. お客様の貨物にモントリオール条約が適用される場合、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、当社の損害賠償責任は、1キログラム当たり19特別引出権(SDR)に制限されています。

3. 前各号以外の場合、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、当社の損害賠償責任は、1キログラム当たり20.00米ドル(1ポンド当たり9.07米ドル)に制限されています。

D. ワルソー条約またはモントリオール条約に定められた国際運送における責任に関する規定に抵触しない限り、当社の運送その他のサービスは、この国際サービス規約および参照することにより国際サービス規約に組み込まれる当社料金表(随時変更されるものを含みます。以下同様。)に従うものとしします。料金表は、米国テネシー州メンフィス所在の当社本社の承認を必要とする場合があります。

E. 当社は貨物を特定の航空機またはある一定の輸送経路で輸送する義務を負うものではなく、またいかなるスケジュールに従ってもいかなる地点へも接続を行う義務を負いません。当社は予告なく運送人もしくは航空機を変更し、通常の輸送経路外を通過し、または貨物を陸上輸送する場合があります。運送の委託の際に合意される経路地は存在しません。当社は自ら適切と認める経路で貨物を輸送する権利を有します。

運送請負業者

当社は、世界各地で集荷・配達サービスを提供しておりますが(サービス地域については当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。)、お客様が当社に代えて直接運送請負業者の貨物集配サービスを利用される場合には、当該運送請負業者の請求する全ての費用および料金は、当該請負業者から直接お客様に請求されるものとし、お客様において責

任をもってこれをお支払いいただきます。

クレーム

- A. 毀損(目に見える損害および隠れた損害を含みます。)、遅延(遅延による腐敗を含みます。)、数量不足に関するクレームの申立ては、貨物の配達日から21日以内に書面にて当社に対してなされなければなりません(サービス遅延の場合の運送料金の払戻請求に関する申立期間については、この国際サービス規約の「マネーバック・ギャランティー制度」の項をご覧ください。)
- B. 不着、誤配その他に関するクレームの申立ては、当社が運送のためにその貨物の引渡しを受けた日から9ヶ月以内に当社に対してなされなければなりません。
- C. お客様はクレーム申立てをなさる場合、書面にて行わなければならない。全ての申立ては本項AまたはBに定める期間内になされなければなりません。
- D. お客様のクレーム申立ては、貨物追跡番号、集荷日、内容物の数および貨物の重量に加え、完全な荷受人および荷受人についての情報も含んでいなければならない。前3項に定める方法および期限内に当社に申立てられなかった場合、お客様の請求をお断りすることとなり、当社はおお客様のクレームに対して何ら責任を負わず、いかなる支払いをなす義務も負いません。訴訟の提起はこれらの条項を遵守した当社への申立てを構成するものではありません。
- E. 当社が運送のためにその貨物の引渡しを受けた日から9ヶ月以内に、お客様のクレーム金額の裏付となる書類を当社に提出していただく必要があります。かかる書類には、仕入書、修理見積書または請求書、経費明細書、鑑定書、オンラインでの注文による場合は購入を証明する最終確認画面の印刷物、その他記録等の原本が含まれます。これらの書類は当社が満足する程度にクレーム金額を証明できるものでなければなりません。
- F. 当社は貨物に係る運送料金等が全て支払われるまではクレームについていかなる措置も取る義務を負いません。クレーム金額を運送料金等から控除したり、お客様が当社に負っている未払い債務と相殺したりすることはできません。
- G. 当社は毀損した貨物をお客様の施設において検査し、また毀損した貨物をフェデックスの施設において検査するためにこれを回収する権利を有します。当該貨物に関する全てのクレーム処理(パッケージの回収、検査または返却に関するクレームを含みます。)には、元の貨物に適用される契約条件(運送申告価額を含みます。)が同様に適用されます。パッケージが検査のために回収された場合、お客様から要請があれば、当社は、毀損したパッケージの受領書を発行します。輸送に使用された梱包箱、梱包材および内容物の現物は、検査のために当社にお客様より提示していただくことができるよう、クレームの処理が終わるまで保管されるものとしします。
- H. 隠れた損害の場合を除いて、荷受人が損害についての書面による申立てを航空貨物運送状上に行わないで貨物を受け取った場合には、その貨物は良好な状態で配達されたものと推定されます。
- I. お客様の貨物が貨物混載業者を通じて引渡された場合、当社は当該お客様からのクレームを受け付けません。
- J. 貨物の輸送状況に関する情報は、これをクレーム申立ての根拠として使用されることを目的としておらず、また当該使用は許可されていません。

- K. 一つの貨物に関して一つのクレームのみ提出することができます。クレームに対する支払いを受領することにより、当該貨物に関して補償を請求するいかなる権利も消滅するものとします。
- L. 当社が貨物の総価額を支払うことによりクレームを解決した場合、当社は残存価額のために貨物を回収する権利を留保し、貨物の権利、権原および権益は全て当社に帰属するものとします。
- M. 損害額の評価に際しては、当社は衝撃(ショックウォッチ)、傾斜(ティルトメーター)または温度に関する計器の計測結果は採用いたしません。
- N. 貨物が配達された日または配達されるべき日から2年以内に何らの請求もなされなかった場合、貨物の運送に関する当社に対する損害賠償請求権は消滅するものとします。
- O. 荷送人が当社に対し、荷受人または第三者からのクレームの申立てを処理する権限を付与しない限り、当社は、荷受人または第三者からのクレームの申立てを受け付けません。荷送人の当社に対する当該権限付与は、荷送人の書面(法人の場合は、法人のレターヘッドを使用した書面)によりなされなければならない、この書面にはフェデックス追跡番号およびクレームが荷受人または第三者との間で解決されるべき理由も含まれていなければなりません。
- P. お客様は、集団訴訟における原告または集団の代表者として当社に対する訴えを提起しないこと、集団訴訟のメンバーに加わらないこと、またその方法のいかにかわらず、当社を被告として提起された集団訴訟に当社の相手方として参加しないことに同意します。ただし、本項のいかなる文言も、お客様が単独の原告として当社に対する訴訟を提起する権利を制限するものではありません。
- Q. 本項に定める条項の一に従わなかった場合、お客様のクレームは拒否されることとなります。

代金引換え払いサービス

当社は海外の仕向け地については代金引換え払い(Collect on Delivery: C.O.D.)サービスを行っておりません。「C.O.D.」と表示されたパッケージまたは貨物は返却されるものとし、関連費用は全て荷送人に請求されます。

荷受人の配達指示

- A. 当社は、所定の営業所において、荷受人の指示に基づく多様な配達方法を提供します。かかる配達方法には、以下の方法が含まれますが、これらに限りません。
1. 配達予定時間を遅らせること
 2. 近隣の方に配達すること
 3. 航空貨物運送状に記載された住所または者以外の住所または者に配達すること。ただし、このような別の住所は航空貨物運送状に記載されている国と同じ国内にある必要があります。
 4. 配達時に貨物受取の署名を得ることなく貨物を配達すること
 5. 貨物の受取り先(例えば、現地の店舗)に貨物を配達すること
 6. 前各号の方法を組み合わせること
- 荷受人の指示に基づく当社による貨物の一時的な保管は、国際航空貨物運送の一部とみなされます。
- B. ご利用可能な貨物の配達方法は、時間的、地理的その他の制約を受け、また、当社は独自の判断で、ご利用可能な貨物の配達方法を予告なく随時変更することができるものとします。荷送人は、荷受人が行う配達指示に関する当該制約

について、荷受人に知らしめる責任を負うものとします。ご利用可能な配達方法およびこれに関する条件についてはwww.fedex.com/jpをご覧ください。

- C. 荷送人は、配達予定時間の変更を含め、配達方法に関する荷受人の指示に自身が拘束されることについて明示的に同意します(この国際サービス規約の「免責」および「マネーバック・ギャランティー制度」の項をご覧ください。)。荷受人が配達を遅らせることを当社に依頼した場合、または配達予定時間には荷受人先が閉鎖していることを当社に通知した場合、当社は、荷送人が当初依頼したサービスの配達予定時間迄に配達を行わない、または配達を試みない場合があります。ただしこの場合、料金は、荷送人が当初選択したサービスに基づき計算されます。
- D. 本項Cにかかわらず、荷送人が航空貨物運送状に貨物の配達方法について明示的に別段の指示をした場合、当該指示は、これと相違する荷受人の配達指示に優先するものとします。

支払期間

- A. 支払期間は請求書の日付を基準として始まりです。運送料金は請求書に記載された支払期日までにお支払いいただけます。関税その他税金についてはその請求書受領後直ちにお支払いいただけます。関税その他税金が運送料金と同一請求書による場合は、受領後直ちに支払われなければならないものとします。お客様のお支払いに遅滞がある場合には、現金払いのみの支払条件とされることがあります。この支払条件が適用された場合、当社のサービスの利用範囲が制限されたり、割引料金の適用にも支障をきたしたりすることがあります。現金払いのみの支払条件が適用された場合、支払期限の過ぎた金額が全額支払われるまでは、他の支払条件の適用を受ける特典は提供されません。お支払いに遅延があり、現金払いのみの支払条件が適用された場合、合理的と考えられる一切の費用(弁護士費用、債権回収代理人費用、利息、裁判費用を含みますが、これらに限りません。)はお客様の支払責任となります。上記費用を含む未払金が全て支払われた場合においても、現金払い以外の取引をお断りする場合もあります。
- B. 請求されるアカウント・ナンバーの信用状態に問題がある場合、他の支払手続完了まで貨物が留め置かれたり途中で運送が中止されたり返送されたりすることがあります。口座の信用状態に問題があったために貨物が留め置かれた場合には、マネーバック・ギャランティー制度は適用されず、配達遅延や未配達の際に請求金額からの差し引きを受けられません。

通関手続

- A. 国境を通過する全ての貨物は荷受人への配達に先立って仕向け地における通関が必要となります。また、お客様は、仕向け地における規制当局から通関に必要な追加の情報、許可や書類を提供するよう要請される場合があります。
- B. フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトによるサービスの場合またはお客様が当社以外の者を通関業者に指定した場合を除いて、当社は貨物を税関その他の規制当局に対して通関のために提出します。当社は、事前に適切な信用手続がとられていることを条件として、お客様に代わって関税その他税金を立替払いします(この国際サービス規約の「運送料金等の請求」および「関税その他税金」の各項をご覧ください。)。また、当社は、お客様からの要請によ

り当社が提供した通関に関わる付帯サービスについての料金、および規制当局での各種申請のために当社が規制当局に支払った費用をお客様に請求することができます。これらの料金や費用は国・地域によって異なります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

- C. 場合によっては、当社の裁量により、当社以外の特定の通関業者(当社が選んだ通関業者も含まれます。)を使用したいというお客様の指示を受け付ける場合もあります。ただし、いかなる場合であっても、お客様の通関業者が選ばれない場合もしくは通関業務を行わない場合、または通関業者の名称、住所および電話番号等の完全な情報が提供されない場合には、当社は、当社または当社が選んだ通関業者により貨物を通関する権利を有します。
- D. 書類の間違ひまたは不足等により税関その他の規制当局において貨物が留め置かれた場合には、当社は当社の判断によりまず荷受人または輸入者に通知する場合があります。現地の法令上荷受人または輸入者が情報を修正または書類を提出する義務を負っている場合において、荷受人または輸入者より当社の定める相当の期間内に提出されなかった場合は、貨物は配達不能とみなされます(この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご覧ください。)。ただし、これらの者より必要な情報および書類の提出がない場合において、現地の法令上荷送人がこれを提出することができるときは、当社は当社の判断により荷送人に通知する場合があります。荷送人からも当社の定める相当の期間内に必要な情報および書類の提出がなかった場合には、貨物は配達不能とみなされます(この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご覧ください。)。当社がお客様に通知する試みをするしないにかかわらず、書類の間違ひまたは不足等により貨物の配達完了できなかった場合、当社は一切責任を負いません。
- E. 航空貨物運送状に付随して他の書類(例えばコマーシャル・インボイス)を必要とする貨物については輸送時間が余計にかかる場合もあります。荷送人は、適切な統計品目番号等内容についての情報を完全かつ正確に記載し、必要書類を完成させることについて責任を負うものとします。
- F. 仕向け地において複数の規制当局(例: 米国農務省、米国食品医薬品局、連邦通信委員会)によって規制されている物品を含む貨物は通関が遅れることがあります。
- G. 税関その他の規制当局の作為または不作為による配達不能、ならびに配達遅延について当社は一切責任を負いません。
- H. 海外に送られる貨物が仕向け地での輸入を許可されるようにするのは荷送人の責任となります。輸入が許可されなかった貨物に関する仕向け地までの料金および返送等費用については荷送人が一切の責任を負うものとします。
- I. 当社は、税関により処分された貨物について一切責任を負いません。当該貨物は配達不能とみなされます。
- J. 荷受人自身が通関をしなければならない貨物について、当社は荷受人に通関書類を提供します。当該通関書類の引渡しをもって貨物の引渡しとみなします。

危険物

- A. 危険物を含む全ての貨物は、国際民間航空機関(ICAO)の「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針」、国際航空運送協会(IATA)の「危

「危険物規則書」、および適用のある場合には米国連邦規則集第49巻(49CFR)を遵守していなければなりません。また、危険物の荷送人は、ICAO、IATAまたは49CFRのもと貨物を準備したか否かを問わず、IATA危険物規則書の最新版に掲載されているフェデックスエクスプレスの運航者例外規定を遵守しなければなりません。荷送人は、全ての適用される国・地域の法律、政令、省令、規則、条例、規定その他の法令を遵守することに責任を負うとともに、梱包に関する全ての遵守要求事項を遵守すること、ならびに危険物の分類や識別を適切に行うこと、貨物の適切なマーキング、ラベル貼付および書類作成を行うことについて責任を負うものとします。また荷送人は、全ての適用される国・地域の法律、政令、省令、規則、条例、規定その他の法令を荷送人が遵守することについて責任を負うものとします。輸送サービス用の紙の航空貨物運送状を使用する場合、危険物は、FedEx Expanded Service International Air Waybillを使用した場合のみ発送が可能です。

B. 荷送人は、感染性の有無を問わず、血液または血液製剤を含む貨物の梱包、マーキングおよびラベル貼付に適用される全ての国・地域の法令を遵守しなければなりません。

C. 当社の梱包材は、以下の例外を除き、危険物(ドライアイスを含みます。)の発送には使用できません。

1. フェデックス・ボックスおよびフェデックス・チューブで発送することができる認められたIATAセクションIIリチウム電池
2. フェデックス・UN 3373パック、フェデックス・ミディアム・クリニカル・ボックス、フェデックス・ラージ・クリニカル・ボックス、または温度管理用のフェデックス・コールド・ショッピング・ボックスで発送することができる生物由来物質カテゴリーB (UN 3373)に属する貨物

病毒を移しやすい物質を含む血液、尿その他の検体は危険物とみなされ、フェデックス・クリニカル・パックで発送することは禁止されています。荷送人は、全ての適用される政府の規制を遵守することについて一切の責任を負うものとします。当社のガイドラインに関する詳しい情報は、www.fedex.com/jpの医療用見本および生物由来物質カテゴリーB (UN 3373)の梱包に関する手引きをご覧ください。

D. 当社は、専ら陸上輸送のために準備された危険物は受託いたしません。

E. 当社は、当社の輸送においてパッケージにドライアイスを追加したり、補充したりする義務を負いません。

F. 危険物申告書が必要な場合、各貨物には荷送人による危険物申告書を添付しなければなりません。

G. リチウム金属電池(Primary Non-Rechargeable) (UN 3090)を発送する場合、事前承認が必要です。これは、IATAセクションIAおよびセクションIIリチウム電池に適用されます。詳しくはwww.fedex.com/jpでキーワード「リチウム電池」または「lithium batteries」と入力してください。当社は、IATAセクションIIのもと発送されるUN 3090およびUN 3480リチウム電池は受託いたしません。また、損傷した電池または欠陥のある電池を含め、廃棄用電池またはリサイクルもしくは処分のために輸送される電池も受託できません。IATAのフェデックスエクスプレスの運航者例外規定(FX-04(e))をご覧ください。

H. 当社は、配達できない危険物貨物の問題を解決するために、トレーニングを受けた梱包および輸送業者を雇うよう荷送人に要請することができますものとします。荷送人が危険物を含むパッケージもしくは貨物の受取りを拒否した場合、またはパッケージに漏れや毀損が生じている場合、可能であれば荷送人に貨物を返送します。荷送人が返送された貨物の受取りを拒否した場合、または不適切な梱包で漏れや毀損のために貨物を返送できない場合、荷送人は、そのパッケージおよび貨物の処理、清掃および廃棄に関連して当社に生じた一切の費用、料金、および経費を負担し、これらを当社に支払い、これらの損害を補償するものとします。荷送人は、荷送人が危険物の発送について当社の遵守要求事項を遵守しなかったことに起因して当社に生じた一切の損害、費用、料金、および経費について補償することに同意します。

I. 当社は、臭い、濡れまたは漏れのあるパッケージまたは貨物を拒否する権利を有します。危険物貨物が何らかの財産に損害や汚染を生じさせた場合、荷送人は、その損害および汚染の処理、清掃および廃棄に関連して当社に生じた一切の費用、料金、および経費を負担し、これらを当社に支払い、補償するものとします。

J. 全ての当社営業所で危険物を受託できるわけではありません。また、当社は、適用法令に基づき受託できない営業所では、危険物の受託をお断りする権利を有します。ドライアイスを含め、危険物貨物は、フェデックス・ドロップボックス、フェデックス・オーソライズド・シップ・センター、およびフェデックスワールドサービスセンターで取り扱っています。

K. 荷送人は、航空貨物運送状に全ての必要情報を提供し、かつ、危険物に関する全ての記載欄を完成させなければなりません。出荷システムを利用して危険物を出荷する荷送人は、その出荷システムに応じて適切に、貨物に危険物が含まれていることを示すための特別のサービス、取扱い、およびフラグ表示を選択しなければなりません。

L. 当社は、不適切な申告がなされたまたは無申告危険物について、法令に基づきアメリカ合衆国運輸省(DOT)および現地の航空当局へ報告しなければなりません。荷送人は適用法令のもと罰金および過料が科せられる場合があります。アメリカ合衆国運輸省およびアメリカ連邦航空局では、全ての荷送人が、当社やその他の航空会社に対して危険物貨物を引き渡す前に、特定の職務に関わる危険物トレーニングを履修するよう義務付けています。荷送人が危険物を含んだ貨物を当社に引き渡すとき、当該貨物は適切に危険物の分類がなされ、識別され、梱包され、ラベルが貼付され、危険物として明示され、危険物に関する正確な書類を添付されていなければなりません。

M. 危険物は、荷送人が当初指定した荷受人の住所以外の住所に配達住所の変更を行うことはできません。ただし、営業所留め(取扱可能な営業所に限ります。)または荷送人への返送手続きが可能なが場合があります。

N. 当社は、全ての車両および航空機において、危険物の隔離要件を遵守して輸送することが要求されます。隔離要件を満たさない場合、当社は、次に輸送可能な車両または航空機で貨物を輸送することができます。

O. 通常の適用料金に加えて、危険物については特別取扱料金がかかります。

P. マネーバック・ギャランティー制度は、危険物を

含む貨物には適用されません。

Q. 危険物について詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

情報の保護

A. 当社は、貨物の運送等のための情報の取扱いについて、情報の管理者としてプライバシーおよび情報保護に関する適用法令を遵守する責任を負います。詳しくは、FedEx Privacy Notice (<https://www.fedex.com/en-us/trust-center.html>)およびプライバシー・ステートメント (<http://www.fedex.com/jp/privacystatement/>)をご覧ください。

B. 貨物の運送等に関連して荷送人が提供した荷送人(その従業員等を含みます。)、荷受人または第三者に関する情報について、荷送人は、プライバシーおよび情報保護に関する全ての適用法令を遵守していることを表明し、保証します。これには、当該情報の当社への提供および当社による貨物の輸送等のための利用に必要なもの、全ての法律上の権限を得ること、ならびに当該情報の収集、提供および処理に関する以下の情報を本人に提供することが含まれます。

1. 当社が情報の管理者であること
2. 情報の利用目的(すなわち、貨物の輸送等)および条件
3. 荷送人が当社に提供する情報の種類
4. 貨物の輸送等に関連して、当社(当初情報が提供された法域の内外に所在する当社の役員、従業員、代理人、請負業者および関連会社を含みます。)に対して情報が提供されることの確認(荷受人による配達指示、ならびに、情報にアクセスする権限を有する者および情報処理業者の身元を含みます。)
5. 情報提供の性質(強制か任意か)、および情報の提供を拒否した場合に生じる結果
6. 本人による情報へのアクセス、不正確な情報の修正、削除、遮断、もしくは除去の要求、または正当な事由に基づく情報処理の拒否等の本人の権利、および当該権利を行使する際の連絡先の詳細

C. 荷送人は、本項Bの違反に関して、当社、その役員、従業員、代理人、請負業者、および関連会社に生じた一切の費用、請求、損害、および経費について、これを補償するものとします。

運送申告価額と損害賠償責任の限度(保険ではありません)

貨物の運送申告価額は、貨物の滅失、毀損、遅延、誤配、もしくは不着、または貨物に関する誤った情報の提供、情報の提供の懈怠、もしくは情報の誤配等、当該貨物の運送に関する当社の損害賠償責任限度額を意味します。荷送人は、実際の損害額を証明する責任を負います。運送申告価額を超える損失の危険は、荷送人が負担するものとします。お客様は、保険に加入することにより、当該危険をお客様の選択した保険会社に移転することができます。保険を必要とされるお客様は、保険会社または保険代理店までお問い合わせください。当社は、いかなる種類の保険サービスも提供していません。

A. この国際サービス規約の「国際条約に基づく運送」で説明したように、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、ワルソー条約およびモントリオール条約の下では、貨物の滅失、毀損または遅延についての当社の損害賠償責任は、一定限度に制限されています。なお、関係する条約の損害賠償限度の解釈については仕向地によって異なる場合があります。

1. お客様の貨物にモントリオール第四議定書が適用される場合、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、当社の損害賠償責任は、1キログラム当たり17特別引出権(SDR)に制限されています。
 2. お客様の貨物にモントリオール条約が適用される場合、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、当社の損害賠償責任は、1キログラム当たり19特別引出権(SDR)に制限されています。
 3. 前各号以外の場合、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、当社の損害賠償責任は、1キログラム当たり20.00米ドル(1ポンド当たり9.07米ドル)に制限されています。
 - B. もし何らかの理由により本項Aに定める国際条約が当社の損害賠償責任に適用されない場合、より高い価額の申告をし、かつ、必要とされる従価料金の支払いがない限り、日本を仕向地または出荷地とする貨物の滅失、毀損、遅延その他のクレームに対する当社の損害賠償責任限度額は、1貨物当たり100米ドルまたは重量1キログラム当たり20.00米ドル(1ポンド当たり9.07米ドル)のいずれか大きい金額に制限されます。
 - C. 1貨物当たり100米ドルまたは重量1キログラム当たり20.00米ドル(1ポンド当たり9.07米ドル)のいずれか適用される方の損害賠償責任限度額を超える運送価額の申告がなされる場合においては、従価料金をお支払いいただけます。詳しくは適用される料金表または当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。なお、限度額を超える価額の申告がなされた場合でも、貨物の滅失、毀損または遅延に関する当社の損害賠償責任はその修理に要する費用、減価額または取替費用のうちいずれか最も低い金額のものとなります。
 - D. フェデックス・エンベロープまたはフェデックス・バックの税関申告価額および運送申告価額の上限は、仕向地にかかわらず、100米ドルまたは重量1キログラム当たり20.00米ドル(1ポンド当たり9.07米ドル)のいずれか大きい金額です。実際の価額または申告価額が100米ドルを超える品物は、フェデックス・エンベロープまたはフェデックス・バックで発送することはできません。
 - E. フェデックス・エンベロープおよびフェデックス・バック以外の貨物の税関申告価額および運送申告価額の上限について、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
 - F. 次のような特殊な価値を有する物品の全部または一部を含む貨物については、運送申告価額の上限が1貨物当たり1,000米ドルまたは重量1キログラム当たり20.00米ドル(1ポンド当たり9.07米ドル)のいずれか大きい価額に制限されています。これらの物品については、国・地域によりその輸入が禁止されていることがあるほか、運送申告価額の上限額が低く規制されることがあります。
 1. 技術、趣味もしくは創造的才能を用いて販売用、展示用または収集用に製作された作品を含む美術品。これには絵画、製図、花瓶、タペストリー、版数に制限のある版画、工芸品、彫像、彫刻、収集家の品物(およびこれらの部品)等が含まれますが、これらに限りません。
 2. フィルム、写真の画像(写真のネガを含みます)、クロムフィルム、スライド。
 3. その固有の性質のために非常に損われやすい品物、市場価値が非常に変動的な品物または市場価値を確認するのが非常に困難な品物。
 4. 過去の時代の様式または流行を示すもので、それらの歴史、時の経過またはそれが稀少であることがその品物の価値を高めている品物等のアンティーク。これには、家具、食卓用器具、ガラス製品等が含まれますが、これらに限りません。
 5. ガラスサイン、鏡、セラミック、磁器、陶器、クリスタル、ガラス、枠に入ったガラス等を含むガラス製品および同様の性質を有するその他壊れやすい品物。
 6. プラズマスクリーン。
 7. 装飾品、時計およびその部品、宝石または半貴石、カット消宝飾品またはカットされていない原石、工業用ダイヤモンド、ならびに貴金属製宝石類を含む宝飾品。
 8. 毛皮の衣服、毛皮を用いた衣服および生皮を含む毛皮類。
 9. 金および銀の地金、粉、沈殿物またはプラチナ等を含む貴金属類(ただし、電子機器内部に使用されるものは除きます)。
 10. 記名証券もしくは指図証券、または券面に権利者の氏名や署名が記載されている、もしくはその換金や使用に権利者の本人確認や署名を要するこれと同等のもの。
 11. リカースタンプ、印紙。
 12. コイン、切手、スポーツカード、記念品および貴重な記録等の収集家の珍重する品物。
 13. 20年以上経過したギターその他の楽器または注文によって製作されたもしくは個人仕様に製作された楽器。
 14. 縮尺モデル(建築モデル、ドールハウス等を含みますがこれらに限りません)、または模型を含む貨物。
- G. 当社への運送申告価額は税関への申告価額を超えることはできません。
- H. 1通の航空貨物運送状で複数のパッケージが運送される場合において、当該航空貨物運送状に各パッケージ個別の運送申告価額の記載がなく、総価額のみが記載されているときは、各パッケージの運送申告価額は、当該総価額を当該航空貨物運送状に記載されたパッケージの個数で除して決定します。ただし、お客様よりこれと異なる価額分配を裏付ける、当社が満足しうる程度に立証可能な証拠の提出があったときはこの限りではありません。いかなる場合も、各パッケージの運送申告価額の合計は、貨物の総運送申告価額を超えることはできません。
- I. この国際サービス規約の他の条項にかかわらず、当社は、現金・通貨等を含む運送の引受けができない貨物の滅失、毀損、遅延、誤配もしくは不着、または情報の誤配等について一切責任を負いません。
- J. この国際サービス規約の他の条項にかかわらず、当社は、荷送人によって適切な梱包がなされなかった貨物の滅失、毀損、遅延について一切責任を負いません。
- K. この国際サービス規約に規定する限度額を超える運送申告価額の申告は無効です。限度額を超える運送申告価額の貨物の運送を当社が引受けなかった場合においても、そのような貨物についてのこの国際サービス規約の規定の適用が排除されるものではありません。
- L. 貨物の運送申告価額にかかわらず、貨物の滅失、毀損、遅延、誤配、不着、誤った情報の提供、情報の提供の懈怠、または情報の誤配に関する当社の損害賠償責任は、当該貨物の修理に要する費用、減価額または取替費用のうちいずれか最も低い金額とします。
- M. 荷送人は、運送申告価額の欄を含め、航空貨物運送状およびその他の運送書類を正確に作成することに責任を負います。当社は、お客様が当社に対し貨物を引渡した後、航空貨物運送状上の運送申告価額情報を変更する申し出をお受けいたしません。
- N. その他の制限および当社の免責については、「免責」の項をご覧ください。
- O. 航空会社のインターライン契約に従って発送する貨物には、さらに制限が追加して適用される場合があります。

配達署名オプション

- A. 当社は、さまざまな配達署名オプションを提供しています。貨物の内容、出荷地または仕向地によっては、このオプションをご利用いただけない場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
1. 署名不要： 当社は荷受人の署名をいただくことなく貨物を配達することができます。
 2. 荷受人その他住所の受取人による署名： 当社は、以下の3つのうちいずれかの方法で署名をいただくことにより貨物を配達することができます。
 - a. 荷受人の住所における代理人の署名
 - b. 隣人、建物の管理人など、近隣の住所における代理人の署名
 - c. 荷受人が当社所定の様式に別途署名することにより、不在時に署名なしで配達(ただし、当該サービスが可能な場合に限りませう。)
- これらの方法により配達ができない場合は、貨物を再配達します。
3. 荷受人住所の受取人による署名： 配達の際に、荷受人住所における受取人(必ずしも航空貨物運送状に記載の荷受人本人に限りませぬ。)の署名をいただきます。ご不在の場合は、再配達します。
 4. 成人による署名： 当社は配達先住所において、米国向け貨物の場合には、21歳以上の方の署名を、その他の仕向地の場合には、その国・地域の成人年齢に達している方の署名をそれぞれいただきます。本人確認のために、政府発行の写真付き身分証明書、または現地当局によって一般に認められたその他の身分証明書をご提示いただけます。荷受人住所で適格な荷受人が不在である場合やこれらの身分証明書をご提示いただけない場合は、貨物を再配達します。このオプションをご利用の場合には、配達先住所の変更を行うことはできません。
- B. 配達署名オプションのご利用には特別取扱料金がかかる場合があります。詳しくはwww.fedex.com/jpまたはカスタマーサービスまでお問い合わせください。
- C. 配達署名オプションが選択されていない場合は、当社は通常の配達方法で配達します。通常の配達方法では、荷受人の署名をいただくことなく貨物を配達する方法も含まれます。配達時に署名を必要とされるお客様は適切な配達署名オプションを選択してください。
- D. 配達署名オプションのサービスをご利用された場合は、配達時に受取署名なしで貨物を配達するサービスよりも優先して適用されます。
- E. この国際サービス規約の「免責」および「集配サービス」の項もご覧ください。

容積重量(寸法重量方式)

容積重量に基づく運送料金の算定方法は、1パッケージを単位として、お客様の梱包材を使用した全ての貨物を対象に適用されます。また、フェデックス梱包材を使用した貨物についても適用される場合があります。容積重量は、パッケージの長さ×幅×高さ×乗じた数値(全てセンチメートル)を5,000(立方センチメートル当たりのキログラムによる標準密度)で除して算出されます。インチの場合は、305(立方インチ当たりのキログラムによる標準密度)で除して算出、または139(立方インチ当たりのポンドによる標準密度)で除して算出されます。容積重量が実重量を超える場合、運送料金は容積重量に基づいて請求されます。パッケージに容積重量が適用されていなかったお客様の場合、当社は容積重量に基づく料金を請求させていただきます。

ドロップオフ・サービス

- A. お客様が当社サービス・センターまたはドロップボックスに貨物を持ち込まれた場合で、運送料金の支払いが現金(現金を受け付けることのできないフェデックス営業所もありますので当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。)またはクレジットカードでなされるか、もしくは有効なフェデックス・アカウント・ナンバーに請求される場合は、1貨物につき少なくとも500円の割引を受けることができます。
- B. お客様が、当社のサービスを定期的にご利用いただいているお客様に対する割引料金プログラムをご利用でない場合には、ドロップオフ割引により支払金額はその時の料金表の価額より500円安くなります。もし、同プログラムによる割引をお受けになっている場合は、500円のドロップオフ割引、またはお客様の通常の割引料金のいずれか大きい方を受けることができます。

関税その他税金

- A. 貨物の通関手続に際して必要な場合には、当社は税関の査定する関税その他税金をお客様に代わって立替払いをします。全ての貨物について、当社が当社の単独の裁量により必要と判断した場合は、当社は、当社の立替についてのお客様による支払手続を確認するため、通関手続前に支払者に連絡します。当社が必要と認める場合は、当社が当該支払者の信用度が低い、または当該貨物の申告価額が大きいといった場合に限らず、当社の単独の裁量により、通関手続および貨物の配達を履行する条件として、立替金についてのお客様による支払手続の確認を必要とする場合があります。
- B. 関税その他税金は通常荷送人、荷受人または第三者に請求することができます。荷送人が航空貨物運送状の所定欄に支払者を指定しなかった場合、荷受人払いが認められている国・地域においては関税その他税金は自動的に荷受人に請求されます。「関税その他税金荷送人払い」または「関税その他税金第三者払い」は特定の国・地域への配達につき可能な選択ですので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。関税その他税金の支払いがなされなかった場合には、支払者について指示がどうであったかにかかわらず、荷送人がその支払いについて最終的に責任を負うものとします。
- C. 日本への輸入貨物の関税その他税金について当社が立替払いをする場合、当社は500円または関税その他税金の合計額の2%に相当する金額のいずれか大きい方を関税その他税金についての特別取扱手数料として請求します。

- D. 関税その他税金の支払者が当該関税その他税金の支払いを履行しない場合、当社は当社の判断により荷送人に連絡する場合があります。荷送人が支払いについて確約しない場合、貨物は荷送人に返送されるか、または保税蔵置場に留め置かれることとなり、荷送人はももとの運送料金のほか、返送に要した費用の支払いにも責任を負うものとします。もし仕向地において、または返送される際に当社が関税その他税金を立替えたときは、荷送人は当該金額の支払いについても責任を負うものとします。
- E. 関税その他税金を荷受人払いまたは第三者払いと指定された貨物について、当該荷受人や第三者と連絡がとれない場合または立替金についての支払手続に十分な確認ができない場合には、貨物が遅延することにもなりますが、当社は当該遅延について一切責任を負いません。また、マネーバック・ギャランティー制度の適用はありません(この国際サービス規約の「免責」および「マネーバック・ギャランティー制度」の各項をご覧ください。)
- F. 関税その他税金については請求書受領次第直ちにお支払いいただくものとします。
- G. 関税その他税金は、当社が定める方法により(支払を行う国・地域により異なります。)、銀行振込、現金、小切手、郵便小為替、またはクレジットカード(当社の受け付けられるものに限ります。))によってお支払いいただけます。日本においてお支払いの場合は、この国際サービス規約の「支払方法」の項をご覧ください。
- H. 当社がお客様から立替金についての支払手続の確認を必要とする場合には、仕向地において貨物の通関手続ができるようになった日にお客様に連絡し、関税その他税金の見積額を連絡するようにします。当社が充分と認める支払手続がなされた場合には、貨物はその段階で通関手続をとり配達されます。支払手続が確認された日に通関を終えた場合で荷受人の住所が翌営業日配達圏内に属している場合には、配達は翌営業日までに行われることとなります。当社がお客様に代わって貨物の通関手続を終了し、お客様が当社と掛取引の手続をしておられない場合は、お客様への貨物の引渡しに先立って支払いを行っていただくことができるものとします。
- I. 貨物について課された関税その他税金の正確性または妥当性について争いがある場合、当社または当社が指定する通関業者は、貨物とともに提出された運送書類および通関関係書類を精査することができます。かかる精査のうえで当社が当該関税その他税金が適正に課されたかと判断した場合は、お客様はかかる関税その他税金を課された金額通り支払うものとします。
- J. 日本への輸入の場合、関税その他税金を含む所定の料金が輸入者に請求される場合があります(この国際サービス規約の「運送料金等の請求」の項をご覧ください。)。この場合、関税その他税金の立替金についてのお客様による支払手続は、輸入者に対して行われ、輸入者は、関税その他税金を含む所定の料金の支払いに責任を負うものとします。もし輸入者が支払いを履行しなかった場合には、支払者について指示がどうであったかにかかわらず、荷送人が全ての料金および費用について最終的に責任を負うものとします。

輸出管理規制

- A. フェデックスは、米国に本社を置く会社であり、米国の輸出管理規制またはフェデックスが事業を営むる国・地域の輸出管理規制(ただし、米

- 国の法令に抵触しないものとします。)に違反する貨物の運送は行いません。お客様は、全ての適用ある法令および規制(米国輸出管理規則、米国武器輸出管理規則および米国外国資産管理法、ならびにお客様の貨物の仕向地、出荷地または経由地の輸出関連諸法令および規制を含みますが、これらに限りません。)に対して責任を負い、またこれらを遵守することを保証します。お客様は、米国政府が独自に定めた、または他国の制裁規定と協調して定めた国・地域への物品、サービスまたは技術の輸出または再輸出を禁止した全ての適用ある米国政府の制裁規定を遵守することに同意し、これを保証します。さらに、これらの国・地域から出荷または生産されるいかなる品目も、世界中どの国・地域においても当社は運送を受け付けません。規制対象となっている国・地域の最新情報は、fedex.com/us/international-resource-center/internationalfaq.htmlをご覧ください。
- B. 第三国へ転送されるフェデックス返送サービスによるいかなる貨物もまた、最初の荷送人の国・地域の輸出管理規制要件を遵守していなければなりません。お客様は、かかる法令および規制の遵守に要する情報を提供するものとします。またかかる必要書類を作成し、航空貨物運送状に添付するものとします。
- C. 次に掲げる輸出管理規制または制裁リストにお客様または貨物に係る関係当事者が記載されている場合、お客様はいかなる貨物の運送も当社に委託しないことを保証します。米国財務省外国資産管理室、米国商務省産業安全保障局、米国国防省防衛取引管理局、国連制裁委員会、欧州連合理事会その他の関係当局。またお客様は、米国政府の経済措置に従うことを条件として、関係当局によって判断された持分を有するいかなる者にも貨物の発送を試みないことを保証します。
- D. お客様は、その他の関係当局からの輸出承認書等の輸出許可書類を要する貨物、および輸出に先立ち当該規制の対象となる貨物を特定し、適用法令および規制を遵守するために全ての情報および必要書類を当社に提供するものとします。お客様は、自己の費用で、輸出許可書類の要件を確認し、輸出許可書類を入手し、荷受人が出荷地、仕向地その他物品に関する国・地域の適用法令および規制のもと適正な権限を有する者であることを確認することに責任を負うものとします。
- E. 当社は、お客様が輸出関連諸法令または規制を遵守しなかったことに起因する損害および費用(罰金および過料を含みますが、これらに限りません。)について、お客様またはその他のいかなる者に対しても責任を負いません。

大型パッケージ

- A. 大型パッケージとは、最大長辺と胴回りの合計が330センチメートル(130インチ)(または仕向地の制限寸法)を超え、重量が68キログラム(151ポンド)(または仕向地の制限重量)未満のパッケージをいいます。当社は、これらのパッケージの受託をお断りする、または、当社の単独の裁量によってフェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトまたはフェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトによる貨物とみなしたうえで受託することができます。
- B. 大型パッケージには、1パッケージ当たり最小請求重量68キログラム(151ポンド)が適用される場合があります。運送料金の請求対象となる重

量は、航空貨物運送状1通あたりの実重量、容積重量または最小請求重量にパッケージの総個数を掛けて得た重量のいずれか大きい方とし、当該重量に基づく運送料金が適用されます。

フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト(BSO)

フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトとは、お客様が当社または当社指定業者以外の者をお客様の通関業者と指定したうえで、当社の運送サービスをご利用いただくサービスオプションです。このサービスが利用できる国・地域には制限がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。ブローカー・セレクトは、FedEx Expanded Service International Air Waybillを使用した場合のみ受付が可能です。フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトには、ご利用いただく運送サービスに関する契約条件に加え、以下の規定が適用されます。

A. 配達予定時間

お客様が当社または当社指定業者以外の者を通関業者として指定した場合(ただし、かかる指定が許される場合に限るものとします。)において、当該貨物が保税蔵置場において通関業者に引渡される場合、仕向地において通関手続が可能となる最初の営業日の正午12:00時までに通関業者に貨物が準備できていることを通知すれば、貨物は配達予定時間までに配達されたものとみなされます。しかし、お客様が通関業者を指定した場合で、当社が継続して貨物を保管し、通関手続その他必要な関係機関の手続完了後、当該通関業者より適切な通関書類を受け取り、配達する責任を負っている場合において、検査、サンプル提出、お客様の準備した書類の不備、または当該通関業者の作為・不作為により当社への書類の引渡しが遅延したときは、当社の配達予定時間は、営業日1日の遅れ(1日に満たないときも1日とみなします。)につき1営業日を加算して調整するものとします。

B. マネーバック・ギャランティー制度

本項Aに規定されている配達予定時間より遅れて貨物が配達された場合、運送料金の払い戻しは、この国際サービス規約の「マネーバック・ギャランティー制度」の項に従って取り扱われます。

C. フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト貨物には土曜配達サービスの適用はありません。

D. 次の場合、お客様のフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト貨物に経路追加に関する特別取扱料金が適用されます。

1. お客様の通関業者が輸入通関を行い、かつ
2. 通関後、当社が荷受人までの配達を行ったとき。

E. 1通の航空貨物運送状で何品目でも送ることができます。

F. 貨物の運送申告価額および税関申告価額の上限は仕向地によって異なります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

G. 取扱物品

1. ご利用いただく当社の運送サービスでお引き受けできる全ての物品
2. さらに次の物品がフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトではお引き受けできません。何らかの制限がある場合もございますので、仕向地ごとの条件につきましては当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
 - a. 動物、海洋生物または鳥類からなる製品
 - b. 免税品として申告される個人使用の貨物

C. 一時輸入保証金が必要な輸入貨物

H. 航空貨物運送状(FedEx Expanded Service International Air Waybill)上に間違った郵便番号が記載されている場合、マンション・アパート等の建物の名称や部屋番号に記入漏れがあった場合、通関業者のすでに移転している旧住所の記載があった場合等、通関業者の住所が不完全または不正確である場合においても、当社は正しい住所にできるだけ迅速に配達するように努めますが、配達ができないときには責任は負いません。このサービスには別途特別取扱料金ががかかります。詳しくは当社カスタマーサービスにお問い合わせください。正しい住所が確認できず、通関業者に連絡をとることができなかった場合には、当社は荷送人に連絡をして、通関業者の住所を確認するか、貨物を返送すべきか否か荷送人の指示を受けるようにいたします。当社は通関業者の住所が不完全または不正確である貨物については配達予定時間を守る義務を負いません(この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご覧ください。)

I. フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトを選択された貨物に対し当社は関税その他税金の立替払いはいたしません。また、かかる請求を行うこともありません。

J. お客様の通関業者が定まらない場合、通関業者が通関業務を遂行しようとしないうちに、または通関業者に関する十分な情報が当社に提供されていない場合(業者名、住所、電話番号、郵便番号の不備を含みます。)、当社は当社で通関手続を行う権利を留保します。

K. 当社は当社所定の保税蔵置場にフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの貨物を輸送いたします。

フェデックス・インターナショナル・エコノミー (IE)

フェデックス・インターナショナル・エコノミーとは、日本から所定の海外仕向地に向けて、書類その他のパッケージを通関手続を経たうえで所定の時間に配達するドア・ツー・ドアの運送サービスです。フェデックス・インターナショナル・エコノミーには、特に以下の条項が適用されます。

A. 1個当たりの寸法および重量制限は、150ポンド(68キログラム)、最大長辺が108インチ(274センチメートル)、最大長辺と胴回りの合計が130インチ(330センチメートル)です。

B. 配達所要時間は発送地および仕向地によって異なります。また、海外に向けた貨物は、通関およびその他の規制により配達が遅れる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

C. フェデックス・インターナショナル・エコノミーは通常の営業日に集配を行います。当社の直接サービス地域においては土曜日の集配をご依頼に応じて行う場合もあります。

D. フェデックス・インターナショナル・エコノミーは限られた国・地域への運送についてのみ利用可能です。具体的な仕向地については当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

E. フェデックス・インターナショナル・エコノミーでは危険物の運送はできません。

F. フェデックス・インターナショナル・エコノミーでは、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの利用が可能です。

G. フェデックス・インターナショナル・エコノミーでは、フェデックス・エンベロープ、フェデックス・バック、フェデックス10kgボックス、フェ

デックス25kgボックスの料金は適用されません。全てのパッケージについて0.5キログラムを超えない貨物についてはフェデックス・インターナショナル・エコノミーの0.5キログラムの料金が適用されます。

フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイト(IEF)

フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトには、以下の条項に加え、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト・サービスによる貨物の運送についての全ての条項が適用されます。

A. パッケージ制限：全てのパッケージは4方向からフォークリフトで持ち上げられるようにスキッドがつけられていなければなりません。また、スキッドのないパッケージの運送はお引受けできません。それぞれのスキッドは取縮梱包されているか縛り付けられておれば、複数のパッケージを含んでもかまいません。1件の出荷で複数のスキッドを送ることもできます。1通の航空貨物運送状で送られる複数のスキッドは1つの複数パッケージ貨物となります。荷送人および荷受人の所在地にはそれぞれの貨物の集配に差し支えないだけの寸法および形の出入口がなければなりません。

B. 寸法および重量制限：1パッケージにつき、最大高辺が70インチ(178センチメートル)、最大長辺が119インチ(302センチメートル)、最大長辺と胴回りの合計が300インチ(762センチメートル)(最大長辺+(2×最大高辺)+(2×最大幅))を超えることはできません。その他のパッケージの寸法制限は仕向地によって異なる場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

C. フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトの各スキッドの重量は150ポンド(68キログラム)より重くなければなりません。151ポンド(69キログラム)の料金が最低料金として適用されます。

D. 運送料金は、スキッドを含む貨物の総重量によって算定されます。

E. フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトでは事前の承認がなければ1,500ポンド(680キログラム)を超えるスキッドの引受けはできません。

F. 貨物1件につき、最大10品目まで送ることができます。フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトをご利用になれば当社または当社が指定した通関業者以外の特定の通関業者を指定してフェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトを利用することができます。フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトをご利用になった場合は、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの品目制限が適用になります。

G. 配達予定時間は仕向地によって異なります。ただし、通常の場合配達には5営業日中に行われます。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

H. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトに適用される制限条項に加えて、フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトでは次に掲げる物品の運送はできません。

1. 危険物
2. 生鮮品
3. 切り花

I. フェデックス・インターナショナル・エコノミー

- ・フレイトは通常の営業日に集配を行います。当社の直接サービス地域においては土曜日の集配をご依頼に応じて行う場合もあります。
- J. 貨物の運送申告価額および税関申告価額の制限は仕向地により異なります。ただし、フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトの場合ほとんどの仕向地において申告価額の上限は5万米ドルです。フェデックス・インターナショナル・エコノミー・フレイトとフェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトが併用された場合、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトの申告価額の制限が適用になる場合があります。詳しくは当社営業担当者またはカスタマーサービスまでお問い合わせください。
- K. 全ての貨物はスペースを確保するために事前に予約とその確認が必要となります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

フェデックス・インターナショナル・ファースト (IF)

フェデックス・インターナショナル・ファーストは、日本から米国その他の所定の国・地域に向けた貨物を、通関手続を経たうえで、通常1営業日から4営業日以内の午前中の所定の時間に配達するドア・ツー・ドアの運送サービスです。集荷締切時間、配達時間、および配達可能な国・地域に関する詳細は当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。フェデックス・インターナショナル・ファーストには、以下の条項が適用されます。

- A. 当該貨物の出荷地所定の集荷締切時間前に貨物を当社に引き渡していただく必要があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- B. フェデックス・インターナショナル・ファーストに関する運送料金は国・地域により異なります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- C. 貨物の重量は1パッケージにつき150ポンド(68キログラム)、最大長辺が108インチ(274センチメートル)、さらに最大長辺と胴回りの合計は130インチ(330センチメートル)を超えることはできません。
- D. フェデックス・インターナショナル・ファーストをご利用いただくには、当社航空貨物運送状の該当する欄でフェデックス・インターナショナル・ファーストをご利用になる旨指定していただく必要があります。
- E. フェデックス・インターナショナル・ファーストは以下のサービスと一緒にご利用になれません。
1. 営業所・業務センター留めサービス
 2. 代金引換え払いサービス
 3. 土曜配達サービス
 4. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ブローカー・セレクト
- F. フェデックス・インターナショナル・ファーストでは、危険物(ただし、ある一定の地域ではドライアイスを受託できる場合もあります。)や生鮮品、切り花を運送することはできません。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ (IP)

フェデックス・インターナショナル・プライオリティとは、日本から所定の海外仕向地に向けて、書類その他のパッケージを通関手続を経たうえで所定の時

間に配達するドア・ツー・ドアの運送配達サービスです。1個当たりの寸法および重量制限は、150ポンド(68キログラム)、最大長辺が108インチ(274センチメートル)、最大長辺と胴回りの合計が130インチ(330センチメートル)です。フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスによる貨物の運送についての全ての条項が適用されます。

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクト ディストリビューション (IPD)

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションでは、荷送人から同一仕向国内の複数の荷受人に宛てた個別パッケージを1つの貨物として引受け、通関手続を経たうえで、個別にドア・ツー・ドアで配達することができます。フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションは限られた国・地域においてのみ利用可能です。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションには、以下の条項に加え、フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスによる貨物の運送についての全ての条項が適用されます。

- A. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションの配達所要時間は、通関の遅れがない場合、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・サービスによる配達所要時間(1営業日)に算入されたものとなります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- B. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションのご利用に際しては、必ずお客様に当社の営業担当者と事前に手続をしていただき、運送の委託をなさる前に別途書類の作成をしていただく必要があります。
- C. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションに係る貨物の持ち込みは事前に当社とお客様とで手配した当社営業所においてのみこれを受け付けるものとします。
- D. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションは通常の営業日に集配を行います。
- E. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションによる1つの貨物の全てのパッケージは、1人の荷送人より運送委託されたものでなければなりません。
- F. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションでは危険物は運送できません。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- G. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションによる貨物には1つのまとまりとして、必ず1人の記録上の輸入者が必要となります。同記録上の輸入者は必ずしも実際の荷受人である必要はありません。
- H. 適用される運送料金については当社の営業担当者にお問い合わせください。
- I. 運送料金は、総貨物の重量に基づいて算出されます。総貨物の重量には、実重量または寸法重量のいずれか大きい方の数値が使用されます。
- J. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションにおける運送料金は荷送人払いまたは第三者払いとすることができます。荷受人払いをご利用になれ

ません。

- K. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションにおける関税その他税金は荷送人払いまたは第三者払いとすることができます。荷受人払いご利用になれません。
- L. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションの貨物の遅延に対するマネーバック・ギャランティー制度の適用は、配達予定時間までに配達を完了できなかった貨物に含まれるパッケージ数とその重量に基づいて按分計算されるものとします。

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト (IPF)

フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトは、この国際サービス規約に規定されるフェデックス・インターナショナル・プライオリティの重量および寸法制限を超える貨物の運送を受託し、通関手続を経たうえで、ドア・ツー・ドアで配達するサービスです。仕向地には制限がありますので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

- A. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトには、以下の条項に加え、フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスによる貨物の運送についての全ての条項が適用されます。

1. パッケージ当たりの重量および寸法の制限
最大長辺を119インチ(302センチメートル)、最大高辺を70インチ(178センチメートル)までとし、最大長辺と胴まわりの合計が300インチ(762センチメートル)以内の貨物を対象としますが、仕向地によって寸法制限は異なる場合があります。詳しくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。重量は151ポンド以上1,500ポンドまでの貨物を対象とします。上記重量または寸法を超える貨物については、事前に当社までご連絡いただければ、お引受けできる場合もあります。150ポンド(68キログラム)以上の貨物はフォークリフトで持ち上げられるような台の上に載せて運送されなければなりません。
 2. 運送料金は、スキッドを含む貨物の総重量によって算定されます。
 3. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトでは混載貨物を運ぶことはできません。
- B. フェデックス・インターナショナル・プライオリティの寸法制限を超える貨物は上記に従いフェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトで運送できる場合もあります。その場合には30ポンド(14キログラム)の料金が最低料金として適用されます。
- C. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトの配達予定時間は仕向地によって異なります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- D. フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトには土曜配達サービスの適用はありません。
- E. 税関申告価額:フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトの税関申告価額の制限は通常のフェデックス・インターナショナル・プライオリティとは異なります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
- F. 全ての貨物はスペースを確保するために事前に予約とその確認が必要となります。詳しくは当

社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

燃料割増金等

当社は予告なしに貨物に燃料割増金またはその他の特別取扱料金を請求する権利を有します。これら料金の適用期間および金額は当社の単独の裁量により決定されます。お客様が当社に貨物を引き渡すことにより、お客様は当社が定めるこれらの料金を支払うことに同意されたものとみなします。日本における燃料割増金の料率については、www.fedex.com/jpをご覧ください。

営業所・業務センター留めサービス

当社の営業所・業務センター留めの指定がある場合には、お客様の貨物は、荷受人の受取りのため、当社の指定された営業所において留め置かれます(営業所・業務センター留めのサービスは全ての当社営業所で提供されるとは限りませんので、詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。)。なお、5営業日以内に指定営業所において荷受人が貨物を受け取らなかった場合には、貨物は配達不能とみなされます(この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご覧ください。)

貨物の検査および身分証明書の提示

- A. 当社は、当社の単独の裁量により、通知なしにいつでも貨物を開封して検査をすることができます。税関その他の行政当局もいつでも貨物を開封して検査することができます。
- B. 当社は、当社の単独の裁量により、貨物の受託にあたり、公的機関が発行した身分証明書を提示するよう荷送人に求めることができます。

免責

当社は、損害の予見可能性の有無を問わず、貨物の運送から生じた損害について、「国際条約に基づく運送」、「運送申告価額と損害賠償責任の限度」の各項目およびこの国際サービス規約のその他の条項に定められた当社の損害賠償責任限度額を超える損害について一切責任を負いません。

いかなる場合も、当社(当社の代理人、請負業者、従業員、関連会社を含みますが、これらに限りません。))は、損害の予見可能性を問わず、特別損害、付随損害、結果損害、逸失利益等の間接損害について一切責任を負いません。

フェデックス・エクスプレス・インターナショナルサービスの対象国内のサービス対象地域外の都市を仕向地とする貨物を当社が誤って引受けた場合においても、当社は配達を完了するよう努力する場合があります。ただし、この場合、当社は責任を負わず、かつ、配達証明の提供もいたしません。その国・地域について設定されている配達予定時間の適用もないものとします。当該配達については、その国・地域について設定されている最も高い運送料金および地域外配達手数料の全額が適用されるものとします。また、この場合、マネーバック・ギャランティー制度は、当社が直接提供した運送部分についてのみ適用されます。

当社は当社の支配を超える事由により生じた貨物の滅失、毀損または遅延に関して責任を負いません。

当社は、損害の予見可能性の有無を問わず、次に掲げる事由に起因してその全部または一部が生じた貨物の滅失、毀損、遅延、誤配、不着、誤った情報の提供または情報の不提供に関して一切責任を負わず、料金の調整、払い戻しおよび減額も行いません。

- A. 国、地方自治体もしくは現地の政府機関等、当社以外の者または事業体の作為、不作為または不履行。

- B. 貨物の瑕疵、貨物の特性、または内在する弱点等、貨物の性質。
- C. 不正確な貨物の申告、不適切または不十分な梱包、補強、マーキングもしくは住所の記載、信用状態に問題のあるアカウント・ナンバーの使用、定められた方法および期限内に通知を怠った場合等を含め、この国際サービス規約の規定、航空貨物運送状に記載されている条項、当社料金表またはお客様の貨物に適用されるその他の契約条件がお客様により遵守されなかった場合。
- D. 航空上の危機、公敵、テロ行為等の第三者の犯罪行為、事実上または表見上の代理権を有する公的機関または法的機関の措置、現地の紛争・内乱・暴動・ストライキその他の労働争議、戦争状態にある危険状態、現地または国内外の気象状態に付随する危険(全て当社の基準によって決定します。)、現地または国内外の航空・陸上輸送ネットワークの混乱(全て当社の基準によって決定します。)、他の航空会社、委託会社または下請業者を含むあらゆる事業者のストライキまたは予想されるストライキ、まん延状態またはその他公衆衛生事情もしくはかかる状態による労働力の混乱または不足、自然災害(地震、洪水、台風、ハリケーンは自然災害の一例です。)、または当社の従業員に危険をもたらす状況、通信および情報システムの混乱もしくは故障(当社のシステムを含みますがこれに限りません。))。
- E. 荷送人、荷受人、またはこれらの代理人からの口頭または書面による配達指示に当社が従った場合または従わなかった場合。
- F. 輸送途中の貨物の輸送停止、返送、転送または配達先を変更する要請に当社が従った場合または従わなかった場合。
- G. 荷送人または荷送人の指示を受けた者により梱包され、封印されたパッケージの内容物の滅失または毀損。ただし、配達時に封が切られておらず、かつ、パッケージが元のままの状態であり、荷受人が配達記録に損害を記さず貨物を受取った場合。
- H. 税関その他の行政当局の作為または不作為により配達ができない、または配達を完了することができない、または配達が遅延した場合。
- I. 関税その他税金およびその他の料金の支払についての当社の方針を遵守したことにより生じた遅延。
- J. 当社の配達記録のコピーまたは配達時に入手した署名のコピーの提供不能。
- K. 磁気テープ、ファイルその他の記録媒体からのデータの消失、喪失もしくは取出し不能、または画像、映像または音声の消失もしくは毀損。
- L. 社会保険番号・納税者番号、生年月日、運転免許証番号、クレジットカード番号および金融口座情報等の個人に関する情報または金融もしくは財務に関する情報の紛失または喪失。
- M. 当社が梱包上の荷物の置き方についての表示(例:「天地無用」、上向き矢印(↑)または「こちら側を上とすること」、「下積厳禁・上積厳禁」等の表示)、「fragile・取扱注意」のラベル、その他梱包に関する特別の指示に従わなかった場合。
- N. 貨物発送前に当社より梱包についての承認を得ることが推奨または必要とされている場合において、お客様が当社より事前承認を得なかった場合。
- O. 蛍光灯、ネオン電灯、ネオンサイン、X線管、レーザー灯、白熱電球、水晶結晶板、石英灯、見本に使用されるガラス管および研究試験環境で使用されるガラス容器等の貨物。
- P. お客様の貨物の滅失、毀損または遅延について当社がお客様に通知を行わなかった場合、また

はそれらの通知が不正確であった場合。

- Q. 受取署名なしで配達するサービスが登録されている場合、署名を得ることなしに引き渡された貨物。
- R. 荷送人が選択した配達署名オプションに従って署名を得ることなしに引き渡された貨物(この国際サービス規約の「配達署名オプション」の項をご覧ください。)
- S. 個人宅向け以外の配達の場合で、荷送人または荷受人の指示に従って署名を得ることなしに引き渡された貨物(この国際サービス規約の「荷受人の配達指示」および「配達署名オプション」の項をご覧ください。)
- T. 不完全もしくは不正確な住所やその他荷受人の情報、間違った、不正確、不完全その他不備のある書類、貨物の引渡しに必要な関税その他税金の支払、または不完全もしくは間違った通関業者の住所に関して当社がお客様に通知する試みをしなかった、またはできなかった場合。
- U. 住所確認機能またはプログラムを通じて処理された配達住所を含め、個人宅向け配達または法人向け配達として適切に配達先住所が指定されていなかった場合。
- V. 当社の記録において、当社が貨物を荷送人より受託したということが記録にない貨物。
- W. 当社に引渡されなかった貨物について、いったん荷送人が当社の自動請求システム、オンラインによる出荷方法、その他貨物を出荷するために使用する出荷システムに入力した全ての情報を削除することを怠った場合。もしお客様がそのような懈怠をし、料金の返金、減額または請求の調整を要望される場合、お客様は、「運送料金等の請求」の項の請求書の訂正等の通知規定に従わなければなりません。当社は、お客様がこれらの通知規定に従わない限り、いかなる料金の返金、減額または調整についても責任を負いません。
- X. お客様による不完全、不正確または無効なフェデックス・アカウント・ナンバーの使用、または運送書類上の請求に関する指示について信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーをお客様が提供することを怠った場合。
- Y. 外箱梱包または一般的な輸送用容器に収納されていない、フリーケース、旅行カバン、衣装バッグ、アルミケース、プラスチックケース等に、運送に付随する粘着ラベル、汚れまたはマーキングにより生じた損害。
- Z. アルコール飲料、植物または植物原料、タバコ製品、ダチョウもしくはエミュー等の卵、または水生動物等を含め、腐敗しやすまたは暑さ寒さにより損害を受けるおそれのある貨物。
- AA. お客様が正確な配達先住所情報を提供しなかった場合。
- BB. 次に掲げる梱包以外の方法で出荷された場合におけるコンピューターまたはその周辺機器、その他電子機器への損害。
 - 1. 損傷がなく、良好で嚴重な状態を保持している製造元のオリジナル・パッケージ。
 - 2. ウェブサイトfedex.com/packagingで閲覧可能なフェデックスのパッケージ・ガイドラインに従った梱包。
 - 3. ラップトップコンピューターを出荷するためのフェデックスのラップトップ梱包。
 - 4. 携帯電話、ハンドヘルドコンピューター、MP3プレーヤーまたは類似の品物を出荷するためのフェデックスの小型電子機器用梱包。
 - 5. タブレットコンピューターを出荷するためのフェデックスのタブレットコンピューター梱

包。

- CC. 輸送禁止品に該当する貨物(この国際サービス規約の「輸送禁止品」の項をご覧ください。)
- DD. 貨物の適切な梱包についての梱包規定、アドバイス、助言または案内は、かかるアドバイス、助言または案内がフェデックス・パッケージ・デザイン・ディベロップメントの書面による承認があり、かつ、貨物の毀損に対する責任を明示的に承諾した場合でない限り、当社の責任を認めるものではありません。
- EE. 不完全または不正確な住所が提供された貨物を配達予定時間までに配達できなかった場合(この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご覧ください。)
- FF. お客様がより遅い配達を依頼し、または当初の配達予定時間には荷受人先が閉鎖していることをお客様が当社に通知した場合において、配達予定時間までに貨物を配達できなかった、あるいは配達を試みなかったとき。
- GG. 衝撃(ショックウォッチ)、傾斜(ティルトメーター)または温度計器により表示された損傷。
- HH. 当社が承認した梱包方法を使用し、または貨物の出荷にあたりフェデックス・パッケージ・デザイン・ディベロップメントが事前にお客様の梱包を承認していた場合を除き、アルコールを含む貨物についての紛失または毀損。
- II. 適切な書類、分類、識別、マーキング、ラベルおよび梱包を含み、荷送人が適切に申告しなかった危険物貨物。当社は、申告のなされていないまたは隠れた危険物についての申立てに対し支払いを行いません。また危険物貨物には当社のマネーバック・ギャランティー制度の適用もありません。
- JJ. 当社の記録において、荷送人がそのサービスまたはサービスオプションを選択したということが記録にない場合で、当社がそのサービスまたはサービスオプションを提供しなかった場合。
- KK. 当社が既にサポートを終了した出荷システムのハードウェアやソフトウェアをお客様が使用した場合、または当社が随時提供もしくは指示するとおりお客様が出荷システムのハードウェアやソフトウェアをアップデートまたはアップグレードしなかった場合。
- LL. 当社は、お客様、お客様の代理人、またはお客様の利益のために行為する第三者によりなされた不正確、不完全または誤った申告について一切責任を負いません。お客様は、お客様の貨物の内容およびその価額について適切に記載し、完全な申告をなすことに責任を負います。
- MM. お客様は、税関等行政当局により課された罰金を含み、貨物の内容および価額についての不正確、不完全または誤った記載もしくは申告に起因する全ての損失、費用および支払について責任を負うものとします。
- NN. お客様は、航空貨物運送状、この国際サービス規約、その他関係する条約・法令上のお客様の義務を遵守しなかったことから生ずる当社に対して課される罰金または過料を含め、全ての損失、費用および支払について当社を免責し、防衛し、補償するものとします。

生きた動物

当社は、通常のサービスにおいて生きた動物の貨物を受託しておらず、犬、猫、鳥、ハムスター等の家庭用ペットの輸送は行っていません。当社では、フェデックス・アニマル・デスクが例外的に別途承認し、かつ、当該部署によって調整・手続がなされた、馬、家畜および動物園の動物(動物園間の輸送に限ります。など)の一部の生きた動物の貨物を受託する場合

があります。

支払方法

運送料金等の支払いは、信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーへの請求、または現金、小切手、郵便小為替もしくはクレジットカードによりこれを行うことができます(ただし、営業所または集荷地域の中には各種支払方法を取り扱わない国・地域もありますのでご注意ください。)。日本においてお支払いの場合は、掛取引によるときは請求書発行による精算(銀行振込もしくはコンビニエンスストアでのお支払い、または小切手によるお支払い)、現金取引によるときは現金またはクレジットカード(JCB、VISA、American ExpressおよびMasterCard)による精算に限り可能です。

マネーバック・ギャランティー制度

当社は当社のサービスについてマネーバック・ギャランティー制度を提供します(法令により禁止されている場合には、この制度の適用はありません。)。当社は、当社の判断で、予告なくこの制度を中止、変更または取り消す場合があります。

- A. マネーバック・ギャランティー制度：日本においてお支払いをされるお客様には、その貨物についての配達予定時間より60秒以上遅れて配達が行われた場合には、お客様の請求により、当社は当社の選択で運送料金のみを返金または該当する請求書の請求金額より減額します。マネーバック・ギャランティー制度は、フェデックス・インターナショナル・エコノミー、フェデックス・インターナショナル・エコノミー・ダイレクトディストリビューション、フェデックス・インターナショナル・ファースト、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイト、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクト、フェデックス10kg ボックスおよびフェデックス25kg ボックスのサービスを利用した貨物に適用されます。マネーバック・ギャランティー制度は、サービスの遅延の場合に、当社が貨物に関して請求する料金の全部または一部についてのお客様が有する唯一の救済手段です。マネーバック・ギャランティー制度が適用されない場合、サービスの遅延に対するいかなる救済手段および料金の返金・減額もいたしません。また、配達予定時間は存在しないものとします。

B. 制限： マネーバック・ギャランティー制度には次の制限が適用されます。

1. 運送料金を請求書の請求金額から減額する方法は、支払者のアカウント・ナンバーのみに適用されます。また、運送料金の返金は、支払者に対してのみ可能です。
2. 1パッケージ当たり1回限りにおいて運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額が認められます。複数のパッケージからなる貨物の場合、各パッケージにこのマネーバック・ギャランティー制度が適用されます。つまり、複数パッケージからなるある貨物のうちいずれかのパッケージにサービスの遅延が生じた場合、遅延した当該パッケージに対する部分の運送料金についてのみ返金または請求書の請求金額から減額されるものとします。フェデックス・インターナショナル・エコノミー・

ダイレクトディストリビューション、フェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューションまたはフェデックス・インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション・フレイトについては、マネーバック・ギャランティー制度は、当該貨物のうち、配達予定時間までに配達できなかったパッケージの個数および重量に基づき按分して適用されます。

3. マネーバック・ギャランティー制度のもと行われる返金または請求書の請求金額からの減額は、請求が生じている貨物に対する運送料金に対してのみ適用されます。
4. 正確な配達予定時間は、当社カスタマーサービスまでお電話をいただき、次の事項をご提供いただくことによつてのみ、入手いただくことができます。
 - a. 運送される物品
 - b. 集荷日
 - c. 正確な仕向地
 - d. 貨物の重量
 - e. 貨物の価額当社発行物に説明されている配達所要時間、または上記5つの必要事項に基づかないで当社カスタマーサービスがお知らせするものはあくまでも見積時間であつて配達予定時間ではありません。お客様は、当社が見積った配達時間についての記録は当該見積りの決定的な証拠を構成するものであることに同意するものとします。
5. 最初の配達を試みを行う前に、荷送人または荷受人が当初の配達予定時間より遅い配達をご依頼された場合、マネーバック・ギャランティー制度の適用を受ける配達予定時間は、ご依頼いただいた配達の日時に基づいて調整されます。ただし、荷受人がお客様のニーズにあわせる等のために配達日時の変更を依頼し、当社がこれらを認めた貨物であっても、マネーバック・ギャランティー制度が適用されない場合があります。
6. 荷送人または荷受人が、荷受人の場所がその日またはその時間には閉鎖していることを当社に対して通知した場合、マネーバック・ギャランティー制度の適用を受ける配達予定時間は、当初選択されたサービスの配達予定時間の翌営業日となります。
7. マネーバック・ギャランティー制度は、過誤請求(この国際サービス規約の「運送料金等の請求」の項をご覧ください。に基づく請求額の調整および郵便私書箱宛に配達可能な貨物(この国際サービス規約の「郵便私書箱宛」の項をご覧ください。))には適用されません。
8. 当社の自社サービス地域外の仕向地向けに発送された貨物については、当社が直接提供した運送の部分についてのみマネーバック・ギャランティー制度が適用されます。
9. マネーバック・ギャランティー制度は、日本においてお支払いをされるお客様の運送料金についてのみ適用されます。関税その他税金、特別取扱料金その他の料金への適用はありません。
10. 世界各地の祝祭日は当社の配達予定時間に影響します。これらの祝祭日により影響を受ける配達予定時間は当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。配達予定日が祝祭日にあたる場合には、通常の場合配達日は翌営業日に行われます。マネーバック・ギャランティー制度の適用を受ける配達予定時間は、

祝祭日にあたる期間の間延長されます。

11. お客様が当社または当社が指定した通関業者以外の者を通関業者として指定した場合(ただし、かかるサービスが提供可能な場合に限るものとします。)において、仕向地での貨物の通関手続が可能となった最初の営業日の正午12:00時までに当該通関業者に貨物引渡しが可能である旨連絡することがあります。この通知をもって、貨物は配達予定時間までに配達されたものとみなします。
- C. 適用除外： 当社は、以下の場合にはお客様の運送料金を返金または請求書の請求金額から減額する義務を負いません。
 1. 配達の日時、および貨物について受領の署名を行った者の氏名からなる(適用のある場合に限ります。)情報を提供することにより配達予定時間までに配達したことを証明した場合、またはこの国際サービス規約の「免責」の項に規定する事由に起因して配達予定時間までに配達できなかったことを証明した場合。
 2. サービスの遅延の全部または一部が、この国際サービス規約の「免責」の項に規定する事由に起因する場合。
 3. 支払者のフェデックス・アカウント・ナンバーの信用状態に問題があったり、支払に関する指示が無効であったり、支払方法が確保されるまで配達が遅延したりした場合。
 4. フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスをご利用のうえ、感謝祭(Thanksgiving)直前の水曜日に配達が予定されている貨物であり、かつ、ご利用になられたサービスおよび仕向地における公表された配達予定時間から90分以内に配達された貨物の場合。
 5. フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスをご利用のうえ、クリスマスの前日の7日間の間に配達が予定されている貨物であり、かつ、ご利用になられたサービスおよび仕向地における公表された配達予定時間のその日中に配達された貨物の場合。
 6. 配達不能の貨物または返却された貨物の場合。
 7. 危険物(ドライアイスを含みます。)貨物の場合。
 8. 不正確な住所であったために配達が遅延した貨物、または適切もしくは適格な者が不在もしくはパッケージの受取または署名を拒否した貨物の場合。
 9. 通関または規制上の事情により貨物が遅延した場合。これには事前に通知された要請事項を遵守するために生じた遅延を含みますがこれに限りません。
 10. 通関に先立ちまたは貨物の引渡しの際に、関税その他税金の支払いについての当社の方針を遵守したことにより生じた遅延の場合。
 11. 当社の出荷システムを利用されているお客様がパッケージまたは貨物に誤ったフェデックス追跡番号を使用した場合。
 12. 当社に貨物を引き渡した際に、完全な荷受人情報が提供されていなかった場合。完全な荷受人情報は、航空貨物運送状上または当社の出荷システム上に提供されていなければなりません。
 13. お客様が、必要とされる国際貨物運送の予約をしなかった場合。
 14. 荷受人が特定の配達指示をした貨物の場合(この国際サービス規約の「荷受人の配達指示」の項をご覧ください。)

- D. 運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額のご依頼： お客様がサービスの遅延による運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額を受けるためには、以下に規定する条件を満たし、お客様は当社に対してサービスの遅延を通知し、かつ、お客様の運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額をご依頼いただくかなければなりません。これらの条件を満たさない場合、サービスの遅延についてお客様は運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額を受ける権利を有さず、また、いかなる訴訟の場においても損害賠償請求を提起することはできません。
 1. お客様は、以下の方法によりサービスの遅延による運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額をご依頼いただくことができます。
 - a. fedex.comにおいてフェデックスリビングオンライン上のインターネットアプリケーションをご使用ください(お客様が登録済みユーザーの場合)。
 - b. 書面により以下までご依頼ください。
〒261-7110
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
ワールドビジネスガーデンマリブウエスト
フェデラルエクスプレスジャパン合同会社
カスタマーサービス マネージャー宛
当社カスタマーサービスファックス番号
043-298-1971
 2. サービスの遅延を通知していただく際、フェデックス・アカウント・ナンバーをお持ちのお客様はそのナンバー、航空貨物運送状の番号またはパッケージ追跡番号、および集荷日を明示いただくかなければなりません。
 3. 運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額についての全てのご依頼は、承認された方法により、請求書の日付から15日以内、またはクレジットカードもしくは現金前払いによる支払いの場合は集荷日から15日以内に当社に到達しなければなりません。
 4. 請求書について一部の支払いをなすことは、運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額のご依頼であるとは認められません。お客様が支払いをなさらない料金について理由を通知していただいたとしても、仮に当該理由がサービス遅延に関係することであったとしても、これが、運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額のご依頼に相当する通知であるとはみなされません。

複数パッケージの貨物運送

- A. 当社がサービスを提供している全ての海外仕向地について複数パッケージからなる貨物の運送を引受けます。それぞれのパッケージはかならずしも同時に配達されるとは限りませんが、全てのパッケージは選択されたサービスの配達予定時間までに配達されます。
- B. 貨物の各パッケージの重量が当該仕向地の指定限度を超えず、送られるのが10品目以内であれば、1通の航空貨物運送状で同一サービスによるパッケージを999個まで送ることができます。また同一サービスによる複数のパッケージを、同じ仕向地から1人の荷受人に対して1通のフェデックス国際航空貨物運送状にて発送することができます。ただし、フェデックス・エンベロープ、フェデックス10kgボックス、フェデックス25kgボックスについてはこの限りではありません。
- C. 1,500ポンドを超えるフェデックス・インターナ

ショナル・プライオリティおよびフェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトによる運送については当社と事前に取り決めを行っていただきます。

- D. 貨物の各パッケージ1つ1つに荷受人の完全な名前と住所を明瞭に記載したラベルを添付していただきます。
- E. フェデックス・エンベロープ、フェデックス10kgボックス、フェデックス25kgボックスは1通の航空貨物運送状で1つしか送ることはできません。

貨物取扱業者

- A. 当社は、以下の場合を除き、フォワーダーその他貨物取扱業者(以下、総称して「貨物取扱業者」といいます。)から混載貨物を受託することはできません。
 1. フェデックス・オンライズド・シップセンターまたはフェデックス・シップサイトの各施設を利用して発送する貨物
 2. フェデックス・インターナショナル・エアポート・ツアー・エアポートによるサービスを利用して発送する貨物
 3. フェデックス・インターナショナル・エクスプレス・フレイトによるサービスを利用して発送する貨物
 4. フェデックス・インターナショナル・プレミアムによるサービスを利用して発送する貨物さらに、貨物取扱業者は、この国際サービス規約、および税関その他法令上の遵守要求事項を含め、適用される要求事項を遵守することに責任を負います。
- B. お客様が当社に直接貨物を引き渡すのではなく貨物取扱業者を利用された場合、以下の制限が適用されます。
 1. 貨物取扱業者は当社の代理人ではなく、当社は貨物取扱業者による行為について一切責任を負いません。
 2. 貨物取扱業者がマネーバック・ギャランティー制度が適用される場合には、貨物取扱業者がこのマネーバック・ギャランティー制度のもと運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額を請求することができます。貨物取扱業者に運送を委託したお客様は、この制度のもとでの運送料金の返金または請求書の請求金額からの減額を請求することはできません。
 3. 貨物取扱業者が当社から梱包資材等の供給を受ける場合、貨物取扱業者は当社とフェデックス・オンライズド・シップセンターや貨物取扱などに必要となる契約書を締結しなければなりません。
 4. 貨物取扱業者は、当社による運送サービスに貨物取扱業者の手数料を請求する場合があります。当社のサービスを販売する貨物取扱業者は独自に料金を設定します。
 5. 貨物取扱業者は貨物の荷送人であり、当社は、貨物取扱業者以外の者に対して、貨物の紛失、毀損または遅延について、いかなる責任も負いません。貨物取扱業者は、当社からは独立した事業者です。
 6. 運送に関する料金、サービスおよび契約条件、ならびに貨物取扱業者に委託された貨物に関するクレームその他質問については、貨物取扱業者に直接お問い合わせください。
 7. 当社の要請に応じて、貨物取扱業者は、その顧客の身元を確認するために、公的機関が発行した身分証明書を提示するよう顧客に求めなければなりません。また、貨物取扱業者は、



各貨物について顧客の身分証明書上の住所および氏名を記録するものとします。

パッケージ追跡

お客様の要請により国際貨物の追跡を行います。当社カスタマーサービスにご連絡いただくことにより、パッケージ追跡担当者が追跡を行います。パッケージ追跡の依頼の電話をされる際には次の事項をご準備いただかなければなりません。

1. 航空貨物運送状番号
2. 集荷日
3. 荷受人の住所および氏名
4. パッケージの数と貨物の総重量
5. 貨物の内容と申告価額
6. お客様のお名前と電話番号(当社はお客様に必要な情報を折り返し電話でご連絡いたします。)集荷証明書は、お客様より要請があれば発行することができます。カスタマーサービスに電話して次のいずれかの番号をお知らせください。
 - a. 集荷番号
 - b. 航空貨物運送状またはパッケージ追跡番号

梱包およびマーキング

- A. 航空貨物運送状を適切に記入するのは荷送人の責任となります。貨物は必ずその取扱に際し特別の取扱注意を払わなくとも安全に運送ができるよう、荷送人において準備し梱包していただかなければなりません。とりわけ、気温や気圧の変化などのような航空運送時に起き得る環境条件で損傷を受けやすい物品については、荷送人において適切な梱包をして保護するようご注意ください。各貨物には荷送人および荷受人の住所氏名および郵便番号をはっきりと消えないように明記していただきます。住所ラベルは貨物の各パッケージの両面に添付していただけます。住所ラベルを余分に1枚をそれぞれの箱の内部にも同封してください。梱包にはフェデックス・パッケージまたは上部、底部および側面において内容物を詰物で覆うことができる十分に大きなしっかりした段ボール箱を使用してください。プリーフェース、旅行カバン、衣装バッグ、アルミケース、プラスチックケース、コンピューター用カートン等、通常の取扱において粘着ラベル、汚れ、マーキング等により表面が損傷を受けやすい物品は、運送用の保護容器に入れなければなりません。
- B. 危険物をフェデックス・パッケージで送ることはできません。また、ドロップボックスまたはフェデックス・シップサイトでの受け付けはできません。
- C. 血液、尿、その他伝染性のない分析のための液状検体は、仕向地で制限がない場合に限り、水密一次容器および水密二次梱包に入れて運送される場合のみ受け付けます。ただし、この場合においても、一次容器と二次梱包の間に吸収性の素材を入れてください。また二次梱包の中に複数の一次容器を入れる場合には、一次容器を個別に梱包し、相互に接触しないようにしなければなりません。脱脂綿のような吸収性素材は一次容器の内容物全部を完全に吸収するのに十分な量が使用されなければなりません。適切な吸収性素材が使われているかどうかは、荷送人の責任にて確認していただくかなければなりません。ダンボール箱/波状のファイバーボード箱、木材、金属または十分な硬さをもつプラスチック等でできたしっかりとした外側パッケージが使われなければなりません。この外側パッケージは、長さ8インチ(20.32センチメートル)、幅6インチ(15.24センチメートル)、深さ4インチ

- (10.16センチメートル)以上の大きさを、当社の航空貨物運送状およびパウチのための十分な大きさをなければなりません。フェデックス・パッケージ、スタイロフォーム、プラスチック製バッグ、紙製封筒等は受けつけることはできません。当社は上記または関係法規の規定を満たさないパッケージの引受けを拒否いたします。危険物貨物は当社のドロップボックスまたはスタッフが常駐していない貨物の持ち込み場所で引受けすることはできません。使用できるパッケージの素材について、さらにお知りになりたいお客様、またはご不明な点等ありましたら当社カスタマーサービスまでご連絡ください。
- D. 発泡ポリスチレン・クーラー(スタイロフォーム)は、フェデックス・パッケージ・デザイン・ディベロップメントが事前承認した場合を除いて、しっかりした外側容器に入れて運送されなければなりません。
 - E. 航空貨物運送状の記入、必要な場合危険物申告書の提出、およびそれらの書類が正しく記入されているかの確認は全て荷送人の責任において行っていただきます。
 - F. 荷受人が貨物の受取を拒否した場合、貨物に漏れや毀損があるときは、可能であれば荷送人に返送されるものとします。荷送人がかかる返送貨物の受取を拒否した場合、貨物の梱包不十分による漏れや毀損のため返送が不可能である場合は、荷送人はその責任において当社に對しかる貨物の法的処分や漏れの清掃に要したあらゆる費用の弁済に応じるものとします。

生鮮品

当社は、貨物の配達予定時間より少なくとも24時間以上要する配達所要時間を見込んで梱包された生鮮品でない限り、これに関する一切の責任を負いません。週末や休日にかけて生鮮品を発送することはおすすめていたしません。また、このような貨物には、通常より長い配達所要時間に適した梱包が必要です。当社は、お客様の企図される梱包を事前にフェデックス・パッケージ・デザイン・ディベロップメントによって査定し、お客様がフェデックス・インターナショナル・ファースト、フェデックス・インターナショナル・プライオリティまたはフェデックス・インターナショナル・プライオリティ・フレイトのいずれかで生鮮品を発送することをおすすめします。梱包の査定のご依頼に関する情報は、www.fedex.com/packagingで閲覧いただけます。生鮮品のなかには発送が禁止されているものもあります(この国際サービス規約の「輸送禁止品」の項をご覧ください)。発送が禁止されていない生鮮品であっても、お客様により適切な梱包が施されなかった場合には、当社は損害の予見可能性を問わず、損害が生じた生鮮品について一切責任を負いません(このサービス規約の「免責」の項をご覧ください)。

医薬品

医薬品を含む貨物は、国際条約その他の適用法令に従って当社に引渡される場合にのみ、当社はこれを受託します。荷送人は、全ての適用法令を遵守する責任を負います。

集配サービス

- A. 集配サービスは追加料金なしで通常の営業日に当社の直接サービス地域で提供されます。土曜日の集配はご依頼に応じて行う場合もあります。なお、土曜日の配達に別途特別取扱料金がかかる仕向地があります。詳しくは当社カスタマーサービスにお問い合わせください。
- B. 直接集配サービス地域内に所在する海外仕向地

への配達サービスは追加料金なしで提供されません。

- C. 日本国内および仕向地における自社集配サービス地域外での集荷・配達には運送下請業者が利用され、日本国内および仕向地では所定の地域外集荷料および地域外配達料が別途かかります。詳しくは当社カスタマーサービスにお問い合わせください。
- D. 貨物は荷受人の住所に配達されますが、必ずしも指定された荷受人本人に直接配達されるとは限りません。貨物の宛先には荷受人の完全な住所と電話番号が明記されていなければなりません。お客様が当社に對し、荷受人による受取署名なしで貨物を配達する権限を与えた場合には、貨物は受け取りの署名を得る事なく配達されることがあります。
- E. ホテル、政府事務所または施設、大学のキャンパスその他施設のようにメールルームまたは代表して受け取る場所のある施設への配達はそのメールルームまたは当該場所に行われるものとします。
- F. 荷送人以外の方が集荷依頼をされる場合には、信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーが必要です。フェデックス・アカウント・ナンバーを当社に指定できないとき、荷送人が自ら集荷依頼をしなければなりません。集荷依頼がなされた時から集荷が行われるまでに2時間以上かかる場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。集荷の時に貨物の準備ができていない場合(必要書類ができていない場合または貨物が指定の場所になかった場合等)が頻繁ですと、集荷サービスをお断りすることがあります。
- G. フェデックス・エクスプレス・インターナショナル・サービスの対象国・地域の国内サービス対象地域外の都市を仕向地とする貨物を当社が誤って引受けた場合においても、当社は配達を遂行するよう努力します。ただし、一定の制限があります(この国際サービス規約の「免責」の項をご覧ください)。
- H. 支払いの指定を受けたフェデックス・アカウント・ナンバーの支払状況に問題がある場合、当該貨物の配達を遅延または返送されることがあります。その場合他の支払方法が必要となります。
- I. 当社は、当社の裁量により当社従業員の安全を確保するため別の集荷または配達方法を用いる場合があります。当社はまた、当社の裁量により当社従業員の安全を確保するため、また当社のサービスが法令や規則に違反することに利用されるおそれがあると当社が判断する特段の事情がある場合には、パッケージもしくは貨物の集荷または配達を拒否する場合があります。
- J. 荷送人が、ある場所において1年を通じて平均して当社に引き渡すパッケージの数量、種類、サイズまたは重量を大幅に超えるパッケージを委託する場合、当社は当該パッケージを受託することがありますが、当社の裁量により、マネーバック・ギャランティー制度(適用がある場合)の適用を中止し、または配達予定時間を調整することができます。

300キログラムを超える貨物の集荷

次に定める当社サービスを利用して重量貨物を発送する場合、当社カスタマーサービスまでお電話をいただき、航空貨物運送状番号を当社にお知らせのうえ事前予約を行ってください。事前予約により、配達予定時間に間に合うよう貨物を搭載する航空機のスペースをご予約いただけます。

1. インターナショナル・プライオリティ (IP) (300

- キログラムを超える場合)
- 2. インターナショナル・プライオリティ・フレイト (IPF)
- 3. インターナショナル・プライオリティ・ダイレクトディストリビューション(IPD)
- 4. インターナショナル・エコノミー (IE) (300キログラムを超える場合)
- 5. インターナショナル・エコノミー・フレイト(IEF)

郵便私書箱宛

お客様は、仕向地によっては郵便私書箱宛に貨物を出荷いただくことも可能です。ただし、航空貨物運送状には、電話、ファックスまたはテレックスの番号が正しく明記されていることが必要です。郵便私書箱宛の貨物の場合、追加住所調査がしばしば必要となりますので、当社の通常の配達予定時間およびマネーバック・ギャランティー制度は適用されません。当社では、Army/Air Force Post Office (APO)、Fleet Post Office (FPO) およびDiplomatic Post Office (DPO)宛の貨物を含め、米軍の郵便私書箱宛貨物は輸送できません。

輸送禁止品

- A. 別段の定めがない限りお客様は次の物品をいかなる仕向地に対しても発送することは禁止されており、お客様はこれらを発送しないことに同意します(仕向地によってはさらに制限が適用される場合があります。また、物品によっては通関手続以外の様々な規制上の取扱手続を必要とする場合がありますので、より長い配達所要時間を要する場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。)
1. Army/Air Force Post Office (APO)、Fleet Post Office (FPO)、またはDiplomatic Post Office (DPO)宛の貨物
 2. 代金引換え払い(Collect On Delivery : COD)の貨物
 3. 人の死体、人の臓器もしくは人体の一部、人もしくは動物の胎児、胚、または火葬後のもしくは発掘された人の遺体
 4. 爆発物(一部の仕向地ではクラス1.4の貨物の輸送が可能な場合もあります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。)
 5. 爆弾、手りゅう弾、またはその他の爆発装置に類似する物品(この国際サービス規約の「危険物」の項に規定する場合を除きます。)
 6. 銃器、兵器類およびそれらの部品
 7. 生鮮食品および冷蔵、冷凍その他の環境管理を要する食品もしくは飲料(ただし、別途契約書の締結により当社が認めた場合はこの限りではありません。詳しくは当社営業担当者までお問い合わせください。)
 8. 昆虫を含む生きた動物(ただし、この国際サービス規約の「生きた動物」の項で認められた場合を除きます。)
 9. 処理済みまたは未処理の死んだ動物(これには、昆虫およびペットも含まれます。米国を仕向地とし、剥製技術を施した狩猟での獲物または完全に処理済み(乾燥済み)の動物(全部または一部)の標本は受託可能です。)
 10. 切花を含む植物および植物性材料
 11. 法令で禁止されている宝くじおよび賭博用具
 12. 現金(硬貨、紙幣、無記名証券、または券面に権利者の氏名や署名が記載されていない、もしくはその換金や使用に権利者の本人確認や署名を要しない現金と同等のもの)
 13. ポルノおよびわいせつ物品
 14. 次の手続きによる貨物(注)

- a. 当社の事前の承諾を得ない、減免戻税請求に係る貨物
 - b. 一時輸入保証金が必要な輸入貨物(ただし、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトで運送を委託された場合にはこの限りではありません。)
 - c. 米国国務省からの許可を必要とする貨物
 - d. カルネ
 - e. 米国麻薬取締局輸出許可証
 - f. 信用状
 - g. 登録証明書(CF4455)
 15. 有害廃棄物(これには、消毒、リサイクル、廃棄その他の目的で輸送される使用済皮下注射針もしくは注射器、および医療廃棄物も含まれますが、これらに限りません。)
 16. 物品、身体、その他貨物に損害または遅延を生じさせる原因となるおそれのある貨物
 17. 輸送、輸入または輸出のために当社が特別の許認可等を取得しなければならない貨物
 18. 法令により輸送、輸入または輸出が禁止されている貨物
 19. 偽造品(これには、商標権者の許可のない、登録商標と同一の商標または実質的に見分けがつかない商標を使用した商品やいわゆるコピー商品と呼ばれるものも含まれます。)
 20. マリファナ(これには、娯楽用または医療用の使用を意図したマリファナ、テトラヒドロカンナビノール(THC)を含む物品、および合成大麻の類も含まれます。)
 21. 税関申告価額が特定の仕向地向けに許可された額を上回る貨物(この国際サービス規約の「運送申告価額と損害賠償責任の限度」の項をご覧ください。)
 22. この国際サービス規約の「危険物」の項で輸送を許可された危険物以外の危険物
 23. 濡れている貨物、漏れのある貨物または臭気を発する貨物
 24. フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトを利用しないで外国貿易地域または保税蔵置場へ向けて発送またはこれらから引き取られる保税貨物
 25. 郵便法上の信書
 26. 免税品として申告される個人使用の貨物(ただし、フェデックス・インターナショナル・ブローカー・セレクトで運送を委託された場合にはこの限りではありません。)
- B. この国際サービス規約のいかなる他の条項にもかかわらず、当社は、輸送禁止品の貨物の滅失、毀損または遅延について一切責任を負いません。荷送人は、荷送人の法令違反または輸送禁止品の貨物を当社に引き渡したことに起因して当社に損害、費用、料金または経費が生じた場合には、当社に対してこれを補償し、かつ、無害に保つものとしします。

(注)お客様は、これらの物品をフェデックス・インターナショナル・プレミアム、フェデックス・インターナショナル・エクスプレス・フレイトまたはフェデックス・インターナショナル・エアポート・ツー・エアポートで発送することができる場合があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

配達証明(口頭)

荷送人または荷受人の要請により、当社は、口頭で配達についての情報(日付、時間および貨物の受領に署名した者の氏名)を提供します。当社がサービスを提供しているほとんどの国・地域に向けた貨物について、この情報は、通常、配達予定日の仕向地の現地時間で深夜12:00時まで利用可能となりま

す。ただし、一部の仕向地に向けた貨物については、より日数を要するか、または情報提供ができない場合があります。かかる配達情報の提供ができない場合においても当社は一切責任を負いません。

配達証明(書面)

集荷日から1年以内に荷送人または荷受人から要請があった場合には、当社はその裁量によりその仕向地での配達記録の写しもしくは電子的に保管してあるリストされた仕向地向けに行われた配達についての情報を提供します。ただし、一部の仕向地に向けた貨物については、情報提供ができない場合があります。かかる配達記録の提供ができない場合においても当社は一切責任を負いません。

料金の見積り

当社の料金およびサービスの種類に関する見積り(当社の従業員、代理人、自動音声応答装置および出荷システムによる見積りを含みますが、これらに限りません。))はお客様より提供された情報に基づいて行われます。しかし、最終的な料金およびサービスの種類は、実際の委託貨物およびこの国際サービス規約の適用により見積りと異なる場合があります。当社は、実際に委託された貨物に関する請求書上の金額と貨物の委託に先だって見積られた料金またはサービスの種類との相違について一切責任を負わず、かかる相違についていかなる種類の調整、または払い戻しも行いません。当社のサービスに適用される料金、サービスの種類および契約条件について、この国際サービス規約とその他の書面または口頭による見積り(フェデックス・セールスまたはフェデックス・カスタマー・オートメッセージ契約に規定するものを除きます。))に矛盾または相違がある場合、この国際サービス規約が優先するものとします。0.01キログラムまたは0.51キログラムを超える1キログラムの各端数については、次に高い請求可能重量が適用されます。

再配達サービス

当社は、お客様からのご依頼により、再配達サービスを追加料金なしでご提供いたします。しかし、もし個人宅住所(事務所として使用されている住所を含みます。))へ最初の配達を試みて配達できなかった場合、当社は当社の判断によって再度配達を試みるか、または荷受人と連絡がとれて配達を荷受人から得ることができるまで貨物を保管いたします。3回配達を試みたとき、3回荷受人への通知を試みたとき、または発送日から5営業日が経過したときのいずれか早い時点でなお配達できなかった貨物は配達不能とみなされます(この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご覧ください。))。

貨物の引受拒否

- A. 当社は、当社の単独の裁量により、当社が何ら責任を負うことなく、貨物の引受けを拒否し、貨物の運送を中止し、貨物を留め置き、または返送する権利を留保します。当社は、次に掲げる事項が生じたときにはかかる権利を行使する場合がありますが、これらに限りません。
1. 当該貨物が他の貨物、物品または人に損害または遅延を発生させるおそれがある場合。
 2. 不適切な梱包またはその他の理由により運送途中に毀損または紛失のおそれがある場合。
 3. 貨物に輸送禁止品が含まれている等、当該貨物が法令またはこの国際サービス規約に違反するおそれがある場合。
 4. 請求先として指定を受けたフェデックス・アカウント・ナンバーの信用状態に問題がある

場合。

5. 当該貨物の運送を引受けることで他のお客様へのサービスの提供が阻害されるおそれがある場合。
6. 荷送人の身元を当社が確認できない場合。
7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。)第二条第二号に規定する暴力団(以下、「暴力団」といいます。.)の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなると認められる運送の場合。
8. 荷送人、荷受人または支払者が次に掲げるものである場合。
 - a. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。.)であると認められるとき。
 - b. 反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
 - c. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当する者であると認められるとき。
 - d. 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為をしたと認められるとき。
- B. 当社は、本項Aに定める貨物に関する引き受けの拒否、運送の中止、貨物の留め置き、または返送から生じるいかなる責任も負いません。また、貨物は配達不能とみなされます(この国際サービス規約の「配達不能貨物」の項をご覧ください。)

定期集荷サービス

- A. お客様に毎週少なくとも3日、当社に集荷を依頼する貨物が常にあり、その数量と頻度を当社が確認できた場合、お客様は定期集荷サービスを受けることができる場合があります。定期集荷サービスを受けるためには、以下の条件を全て満たさなければなりません。
 1. 信用状態に問題のない有効なフェデックス・アカウント・ナンバーを有していること。
 2. 常に十分な数量の貨物の出荷があること(一週間(月一金)につき少なくとも3日出荷があること。)
 3. 何曜日何時という具体的な集荷のスケジュールによる集荷場所についての手配の取り決めが前もってなされていること。
 4. お客様の担当集配地域の営業所の事前承認を得ていること。
 5. 継続してサービスを受ける資格があるかどうかを確認するため出荷状況をモニターさせること。
- B. 定期集荷サービスを受けるお客様には、当社の出荷システムをご利用いただいで出荷処理をしていただく必要がある場合があります。もし出荷の頻度が維持されない場合、定期集荷サービスを中止する場合があります。当社はおお客様の定期集荷サービスにいつでも変更を加える権利を留保します。

制限事項

- A. 寸法制限は国・地域によって異なります。
- B. パッケージ当たりの重量制限は国・地域によって異なります。
- C. 一部の仕向地への貨物を除いて、複数パッケージから構成される貨物の合計重量には制限はあ

りません。ただし、各パッケージの重量が仕向地のパッケージ当たりの重量制限を超えないものとします(仕向地のパッケージ当たりの重量制限については当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。)。お客様が300キログラムを超える貨物を出荷する場合、当社との事前予約が必要です。集荷および配達のために当社までお電話でご連絡ください。マネーバック・ギャランティー制度は、お客様の貨物集荷後に当社が配達予定時間を設定した場合に限り適用されます。

- D. 1通の航空貨物運送状に複数のサービスの種類を指定することはできません。また1通の航空貨物運送状で複数のフェデックス・エンベロープ、フェデックス・バック、フェデックス10kgボックス、またはフェデックス25kgボックスを送ることはできません。
- E. 1通の航空貨物運送状で最大10品目まで送ることができます。
- F. 貨物の運送申告価額は航空貨物運送状に記載された税関申告価額を上回ることではできません。

経路指定および再経路指定

当社が全ての貨物の輸送経路を決定します。当社の裁量により、貨物によっては混載されたり、チャーター便またはインターライン契約により他の航空運送会社によって運送されたりする場合もあります。当社は、配達を迅速に行うために、他の運送会社を使用することも含め、貨物を迂回させる権利を留保します。

当社は、貨物を第三国経由で輸送したり、特定の航空機またはある一定の輸送経路で輸送したり、またいかなるスケジュールにしたがってもいかなる地点へも接続したりする義務を負いません。お客様は、当社が予告なく輸送業者もしくは航空機を変更し、通常の輸送経路外を通過し、または貨物を陸上輸送する場合があることに同意します。運送の委託の際に合意される経路は存在しません。当社は自ら妥当であると判断する経路で貨物を輸送する権利を留保します。

土曜サービス

自社集配サービス地域においては土曜日の集配が可能な場合があります。日本の自社集配サービス地域においては土曜日の集配をご依頼に応じて行う場合があります。なお、土曜日の配達に別途特別取扱料金がかかる仕向地があります。詳しくは当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

保管料

荷受人またはその貨物の指定通関業者に対して貨物の引渡しが可能であることを通知してから、もしくは貨物の輸入手続に追加書類が必要であることを通知してから48時間(日本に輸入の場合は72時間)以上荷受人または指定通関業者より引渡し請求のない貨物、または当社業務センターに何らかの理由で残されたままの貨物については、保管料が課せられる場合があります。

配達不能貨物

配達不能貨物とは、何らかの理由で配達できないものをいいます。これには以下を含みますがこれらに限りません。

1. 荷受人払いの貨物の場合に、荷受人が支払いを拒否したとき。
2. 荷受人が貨物の配達前、配達中または配達後に貨物の受領を拒否したとき。
3. 荷受人の配達住所が不明のとき。
4. 貨物の宛先が当社のサービス地域でないとき。

再梱包が不可能なまで貨物の内容物や梱包材が

5. 破損しているとき。
6. 貨物の通関ができないとき。
7. 貨物が他の貨物やその他の財産に毀損もしくは遅延等の損害を生じさせるおそれ、または身体に被害を与えるおそれがあるとき。
8. 貨物に輸送禁止品が含まれているとき。
9. 荷受人の事業所が閉鎖されているとき。
10. 最初の配達を試みた時または再配達を試みた時に配達場所で貨物を受領する適切な者が不在のとき。
11. 貨物に不適切な荷造りがなされているとき。
12. 営業所・業務センター留めサービスによる貨物の荷受人が貨物を引き取りにこないとき。

貨物が配達不能貨物と判断された場合、以下が適用されます。

- A. 貨物が何らかの理由で配達できない場合において現地の法令上貨物の返送の問題がないときは、当社は当社の判断により貨物返送の手配について荷送人に通知するよう試みる場合があります。この場合、荷送人と10営業日の間連絡が取れなかったときは、当社は貨物を保税蔵置場に保管するか、またはその貨物を通関地で廃棄処分します。いずれの場合にも、パッケージが配達もしくは返送できない場合、または貨物に腐敗しやすい物品が含まれている場合、当社は当社の判断によって、いかなる場所においても、貨物を移動または廃棄処分することができます。荷送人がわかっている場合、その荷送人は発生した一切の費用を支払うことに同意します。
- B. 海外から日本に返送された貨物については、最初の運送料金およびその他費用とともに、返送料およびその関連費用が当初の荷送人に請求されます。関連費用には、関税その他税金および保管料等を当社が負担した場合には、これら全てが含まれます。危険物を含む返送された貨物については、荷送人が記入済みの返送用の航空貨物運送状およびその他全ての必要書類を提出しなければなりません。
- C. 現地の法令の制限により返送できない貨物は保税蔵置場に保管するか、通関地で廃棄処分します。荷送人は、そのような保管または廃棄処分に関し当社に発生した一切の費用を支払うことに同意します。

保証

当社は、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。



お問い合わせは
 **0120-003200**
(043-298-1919)
[fedex.com/jp](https://www.fedex.com/jp)